

# 熊取町議会委員会会議録

〔平成29年3月定例会〕

議会運営委員会

総務文教常任委員会

事業厚生常任委員会

熊 取 町 議 会

# 目 次

## 〔議会運営委員会（3月1日）〕

平成29年3月熊取町議会定例会の運営について .....	1
その他 .....	5

## 〔議会運営委員会（3月15日）〕

平成29年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて .....	7
その他 .....	14

## 〔総務文教常任委員会〕

議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 .....	18
質 疑 .....	19
採 決 .....	20
議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例 .....	20
質 疑 .....	20
採 決 .....	21
議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例 .....	21
質 疑 .....	21
採 決 .....	22
議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議について .....	22
質 疑 .....	22
採 決 .....	23
議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号） .....	23
質 疑 .....	23
採 決 .....	34

## 〔事業厚生常任委員会（3月1日）〕

請願第1号 「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」の閉会中の継続審査について .....	35
--	----

## 〔事業厚生常任委員会（3月15日）〕

議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 .....	50
質 疑 .....	50
採 決 .....	53
議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例 .....	53
質 疑 .....	53
採 決 .....	55
議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する	

	基準を定める条例	55
	質 疑	55
	採 決	56
議案第7号	保育所条例の一部を改正する条例	56
	質 疑	56
	採 決	58
議案第8号	ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例	58
	質 疑	58
	採 決	59
議案第9号	国民健康保険条例の一部を改正する条例	59
	質 疑	59
	採 決	60
議案第10号	水道事業設置条例の一部を改正する条例	61
	質 疑	61
	採 決	63
議案第11号	町道路線認定について	63
	質 疑	63
	採 決	64
議案第12号	町道路線認定及び廃止について	64
	質 疑	64
	採 決	64
議案第15号	平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）	64
	質 疑	64
	採 決	65
議案第16号	平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	65
	質 疑	65
	採 決	67
議案第17号	平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	67
	質 疑	67
	採 決	68
議案第18号	平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）	68
	質 疑	68
	採 決	69

議 会 運 営 委 員 会

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年3月1日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	阪口 均	委	員	鱧谷 陽子
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	議	長	重光 俊則			
欠席委員	委	員	佐古 員規			
説明員	町	長	藤原 敏司	副町長		中尾 清彦
	企画部	長	貝口 良夫	総務部長		南 和仁
事務局	局	長	阪上 清隆	書記		阪上 章

### 付議審査事件

- 1) 平成29年3月熊取町議会定例会の運営について
- 2) その他

委員長（坂上巳生男君）皆さん、おはようございます。

本日は平成29年3月熊取町議会定例会の運営について審議をしていただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、本日の審議に当たりましては、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は6名であります。なお、佐古委員から欠席の届けがありましたので、ご報告いたします。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「10時01分」開会）

委員長（坂上巳生男君）まず初めに、本定例会に提案されます議案について説明を求めます。南総務部長。

総務部長（南 和仁君）それでは、平成29年3月議会定例会にご提案させていただきます案件につきまして、お手元の資料に基づき説明させていただきます。

順序につきましては議会の進行に基づき説明申し上げます。

まず、案件の概要でございます。行政報告及び報告案件につきましては、案件はございません。

次に、予定議案につきましては、条例改正が7件、新たな条例制定が3件、町道路線認定が1件、町道路線認定及び廃止が1件、貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についてが1件、補正予算が5件、平成29年度予算が7件、合計で25件となっております。

それでは、各案件の内容につきましてご説明申し上げます。

1件目の個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が平成29年5月30日から施行されることに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものでございます。

2件目の事務分掌条例の一部を改正する条例につきましては、住民等にわかりやすくするため、組織名称の変更を行う必要が生じたことから、この条例案を提出するものでございます。

3件目の勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例につきましては、地方公

務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の育児休業及び介護休暇制度の改正を行う必要が生じたため、この条例案を提出するものでございます。

4件目の指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、指定介護予防支援事業者の指定等に関する事務を効率的に実施するため、3市3町で設置する広域福祉課に所管がえを行うに当たり、各市町で定めている条例の規定方法を統一する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

5件目の指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、指定地域密着型サービスの指定等に関する事務を効率的に実施するため、3市3町で設置する広域福祉課に所管がえを行うに当たり、各市町で定めている条例の規定方法を統一する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

6件目の指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきましては、指定地域密着型介護予防サービスの指定等に関する事務を効率的に実施するため、こちらのほうも3市3町で設置する広域福祉課に所管がえを行うに当たり、各市町で定めている条例の規定方法を統一するため、この条例案を提出するものでございます。

7件目の保育所条例の一部を改正する条例につきましては、南保育所を平成29年3月末をもって廃止するため及び北保育所において平成29年4月1日から新たに0、1歳児保育を開始することに伴う定員変更を行うため、この条例案を提出するものでございます。

8件目のひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法等の一部を改正する法律が平成28年6月3日付で公布され、児童福祉法の一部改正が平成29年4月1日から施行されることに伴い、同法を引用しているひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する必要があるため、この条例案を提出するものでございます。

9件目の国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険料の応能負担の適正化を図るための賦課限度額の引き上げ、また国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成29年2月22日に公布され、平成29年4月1日から施行されることに伴い、国民健康保険料の負担の適正化を図る必要があること及び地方税法の一部を改正する法律、所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正が必要となるため、この条例案を提出するものでございます。

10件目の水道事業設置条例の一部を改正する条例につきましては、水道事業の給水区外隣接地に平成27年11月に新たに本町の地域防災拠点とした永楽ゆめの森公園が整備されたため、給水区域を拡張するとともに給水人口及び1日最大給水量についても時点修正するため、この条例案を提出するものでございます。

11件目の町道路線認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、11路線の町道路線認定について議会の議決を求めるものでございます。

12件目の町道路線認定及び廃止につきましては、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、1路線の町道路線認定及び廃止について議会の議決を求めるものでございます。

13件目の貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議につきましては、貝塚市立青少年野外広場を熊取町の一部の区域に設置することに関して貝塚市と協議することについて、地方自治法第244条の3第3項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

14件目の平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,004万3,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入につきましては国、府支出金、町債などの確定に伴うもの、歳出につきましては500万円以上の不用額が発生するもの及び事業未執行のものとなっております。

15件目の平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予

算の総額から歳入歳出それぞれ1,056万円を減額するものでございます。主な補正内容は、社会資本整備総合交付金の決定、平成27年度流域下水道事業市町村負担金の精算結果に伴う返納金、平成28年度流域下水道建設費等負担金の減額となっております。

16件目の平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額には変更はなく、歳入予算におきまして保険基盤安定繰入金の補正と、これに伴う財源調整となっております。

17件目の平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,674万2,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、被保険者数の増等に伴う保険料と保険基盤安定繰入金の増額及び大阪府後期高齢者医療広域連合負担金の増額となっております。

18件目の平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）につきましては、資本的収入において1,600万円を減額するものでございます。補正内容は、耐震化事業に係る事業費確定による一般会計出資金の減額となっております。

19件目の平成29年度熊取町一般会計予算につきましては、前年予算額に比べ1.3%減の126億2,988万2,000円でございます。主な内容でございますが、主要な歳入である町税につきましては固定資産税や軽自動車税などの増加により全体として約1.0%の増となっているものの、国の地方財政計画の見通し等により、地方消費税交付金が10.4%、配当割交付金が65.3%の減となり、加えて国庫支出金が約10.3%の減となっております。

歳出では、防犯事業として防犯カメラ40台の設置に係る経費、健康増進事業として新たに前立腺がん検診の実施などに係る経費、消防施設管理事業として全消防団の分団器具庫の耐震改修等に係る経費、中学校維持管理事業として中学1、2年生の普通教室及び特別教室におけるエアコン機器整備に係る経費などがございます。

20件目の平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算につきましては、予算額は前年度に比べ1.4%増の13億8,795万4,000円でございます。主な内容は、小垣内、大宮、久保地区における公共下水道整備工事に係る経費及び未整備地区への事業認可区域の拡大を含めた事業計画変更に係る経費などを計上し、年度末人口普及率79.6%を目標としてございます。

21件目の平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、被保険者数の減少とともに保険給付費も若干減となったことにより、予算額は前年度に比べ0.8%減の62億9,441万8,000円でございます。

22件目の平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、被保険者数の増加等に伴い、予算額は前年度に比べ8.7%増の5億3,408万2,000円でございます。

23件目の平成29年度熊取町介護保険特別会計予算につきましては、保険給付費の増及び新たに創設される介護予防・日常生活支援総合事業実施に係る経費の増などにより、予算額は前年度に比べ2.2%の増、34億1,962万3,000円となっております。

24件目の平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算につきましては、墓苑使用者の永代使用料の減及び管理手数料の減などにより、予算額は前年度に比べ46.0%減の2,250万6,000円となっております。

最後に、25件目の平成29年度熊取町水道事業会計予算につきましては、収益的収入の事業収益は9億8,691万1,000円で、前年度に比べ0.2%の増、これは給水収益の増によるものでございます。また、収益的支出の事業費は9億7,764万4,000円で前年度に比べ0.5%の増、これは配水及び給水費などの増によるものでございます。次に、資本的収入につきましては2億1,237万3,000円で前年度に比べ2.1%の減、資本的支出につきましては4億6,311万6,000円で前年度に比べ9.1%の減となっており、これは施設整備費の減などによるものでございます。

以上で平成29年3月議会定例会にご提案させていただきます案件についての説明を終わらせていただきます。

委員長（坂上巳生男君）ただいま説明がありました議案について、質疑があれば承ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

以上で、本定例会に提案されます議案の説明を終わります。

委員長（坂上巳生男君）次に、本定例会の会期についてを議題といたします。

会期については、別紙日程表（案）のとおり、3月7日から3月30日までの24日間といたします。

本会議の開会については、3月7日、8日、9日、13日及び30日の5日間といたします。

各常任委員会の開催については、総務文教常任委員会を3月17日に、事業厚生常任委員会を3月15日にそれぞれ開催いたします。

予算審査特別委員会の開催については、3月22日、23日、24日及び28日の4日間といたします。

また、第2回目の議会運営委員会につきましては3月15日に、議員全員協議会を3月17日に開催いたします。

以上のとおり、平成29年3月熊取町議会定例会の会期及び会議日程を決定したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、会期及び会議日程についてはそのようにさせていただきます。

次に、一般質問及び会派代表質問の順番につきましてはお手元に配付のとおりであります。一般質問につきましては2月21日の正午に、会派代表質問につきましては2月27日の正午にそれぞれ通告を締め切った後、くじ引きにより決定いたしました。

次に、議事の運営であります。日程第3 請願第1号 国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願についての件は、会期の決定の後に本会議で審議させていただきます。

次に、日程第6 議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件、日程第7 議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件、日程第8 議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例の件、日程第18 議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についての件及び日程第19 議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件、以上の5件は総務文教常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第9 議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件、日程第10 議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件、日程第11 議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件、日程第12 議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例の件、日程第13 議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件、日程第14 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件、日程第15 議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件、日程第16 議案第11号 町道路線認定についての件、日程第17 議案第12号 町道路線認定及び廃止についての件、日程第20 議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第21 議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件、日程第22 議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件及び日程第23 議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件、以上の13件は事業厚生常任委員会に付託し、審議をしていただきます。

次に、日程第24 議案第19号 平成29年度熊取町一般会計予算の件、日程第25 議案第20号 平成29年度熊取町下水道事業特別会計予算の件、日程第26 議案第21号 平成29年度熊取町国民健康保険事業特別会計予算の件、日程第27 議案第22号 平成29年度熊取町後期高齢者医療特別会計予算の件、日程第28 議案第23号 平成29年度熊取町介護保険特別会計予算の件、日程第29 議案第24号 平成29年度熊取町墓地事業特別会計予算の件及び日程第30 議案第25号 平成29年度熊取町水道事業会計予算の件、以上の7件については予算審査特別委員会を設置した上、本特別委員会に付託し、審議をしていただきます。

以上のとおり、平成29年3月熊取町議会定例会の運営を行うことについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、平成29年3月熊取町議会定例会の運営については以上のとおり決定いたします。

ここで、理事者の皆様方にはご退席をお願いいたします。

お疲れさまでした。

(理事者退席)

---

委員長(坂上巳生男君)次に、意見書等の取り扱いについてでございますが、意見書・要望書等受付一覧をごらんください。

まず、意見書につきましては5件提出されております。

鱧谷議員から、中学生「チャレンジテスト」の廃止・撤回を求める意見書(案)、国保広域化における保険料負担の軽減等を求める意見書(案)及び「共謀罪」の創設に反対する意見書(案)の3件、渡辺議員から、無料公衆無線LAN(Wi-Fi)環境の整備促進を求める意見書(案)及び地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書(案)の2件で、以上の5件の意見書について各会派に持ち帰り、審議をしていただき、次回3月15日の議会運営委員会で意見を提出していただきます。

ほか、要望書等2件についての紹介は省略いたします。

以上で、平成29年3月熊取町議会定例会の運営に関する事項を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、これをもって議会運営委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

---

(「10時27分」閉会)

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男

## 議 会 運 営 委 員 会

月 日 平成29年3月15日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員	長	坂上 巳生男	副委員	長	文野 慎治
	委	員	阪口 均	委	員	鱧谷 陽子
	委	員	渡辺 豊子	委	員	矢野 正憲
	委	員	佐古 員規	議	長	重光 俊則

欠席委員 なし

事務局 局長 阪上 清隆 書記 阪上 章

### 付議審査事件

- 1) 平成29年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについて
- 2) その他

委員長（坂上巳生男君）皆さん、こんにちは。本日は、平成29年3月熊取町議会定例会における追加議案についてご審議いただくため、ご参集をお願いしたところでございます。

なお、今回は、理事者提出議案はございませんので、理事者側の出席は求めていません。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

（「13時30分」開会）

委員長（坂上巳生男君）それでは、本定例会に提案されます議会運営委員会提出に係る追加議案について、議会事務局長から説明をお願いいたします。阪上議会事務局長。

議会事務局長（阪上清隆君）それでは、資料の委員会提出議案第1号と左肩に打った資料を、ちょっとごらんいただけますか。

2月24日開催の議員全員協議会で町側のほうから説明がありましたが、また本定例会の議案に上程されております本年4月1日からの組織の一部見直しに伴う事務分掌条例の一部改正によりまして、事業部が都市整備部に名称変更されますので、資料の2ページには改正改め文なんですが、3ページをお開きいただいて、右が現行で、左が改正案です。

議会委員会条例の第2条の第2号に事業厚生常任委員会、所管部が事業部、上下水道部、住民部及び健康福祉部に関することとなっておりますが、その下線の事業部を、左側の改正案、都市整備部に改めるものでございます。

2ページに戻っていただけますか。

施行日ですが、この条例は平成29年4月1日から施行すると規定するものでございます。

なお、常任委員会名が事業厚生常任委員会となっておりますが、この事業というのは、特に事業部の事業を必ずしもそのまま委員会名に使っているというわけではありませんので、委員会名は現行のまま、事業厚生常任委員会といたします。

この条例の一部改正議案につきましては、議会運営委員会提出として、3月定例会の最終日に追加議案として提出します。

議員委員会条例の一部を改正する条例についての説明は以上でございます。

委員長（坂上巳生男君）ただいま説明のありました委員会提出議案について、質疑があれば承ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本委員会は、議会委員会条例の一部を改正する条例（案）について、本定例会に追加議案として上程するため、議会会議規則第13条第3項に基づき、議長に提出いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本委員会は本条例（案）を平成29年3月定例会に追加議案として上程するため、議長へ提出いたします。

なお、本件につきましては、本会議最終日であります3月30日の本会議に議会運営委員会提出の追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により、委員会に付託せず、本会議で審議をしていただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、本件につきましては追加議案として上程し、議会会議規則第38条第2項の規定により委員会に付託せず、本会議で審議をしていただきます。

次に、先日持ち帰っていただきました意見書5件についてご意見をいただきます。お手元に配付いたしております意見書一覧の順に審議いたします。

まず、1件目の中学生「チャレンジテスト」の廃止・撤回を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。ございませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）このチャレンジテストについてなんですけれども、一長一短があるというか、チャレンジテストの結果によって絶対評価どうのこうのというふうに意見書の中ではあるんですが、今までの相対評価でしたら、5段階の評価であるならば、5段階の評価を人数で何%を4にするとか3にするとかいうふうに評価していた分が、そうではなくてチャレンジテストになった分、絶対評価というんですか、点数で今まで3やった人を3か4かどっちにしようかなと思っていた児童・生徒につきましても、その点数でちゃんと正しく評価される、何人枠というものがないのでそんなふうに評価されるというところで、その辺のところの評価については公平化されるのではないかなというふうに思っております。

その分でちょっと一長一短というのも、一短もあるかもしれないんですが、廃止・撤回というところまでいなくても、ある程度ちょっと見直しが必要なところもあるかと思うんですけれども、そういうところで廃止・撤回までする必要はないのではないかなというふうに思っております。

教育委員会のほうにおきましても、このチャレンジテストを導入した中で少し問題点がある分については、府教委のほうに要望を出しているというふうに聞いております。ですので、廃止・撤回までする必要はないのではないかなというふうに思いますので、この意見書には賛同できないのが意見です。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）今の渡辺委員のお考えは、ちょっと反対に捉えられております。

このチャレンジテストというのは、1年生、2年生におきましては個人戦と言われまして、今まで学校でつけていた点数を、絶対評価でつけている点数を、たった1回、2回の点数でこの子はこれだけの開きがあるから1にきなさい、2にきなさいということで、この点数だったら大体何の評価ですということ、絶対評価でされていた分を、この1回、2回の点数で引き上げられたり引き下げられたりするということになっています。それで、3年生のテストというのは、これは団体戦と言われているんですけれども、学校ごとの平均を出して、その学校ごとの、平均よりもこの学校はこれだけ点数低いから、この学校の平均では2.5にきなさいと。この学校の平均は平均点よりも高いから、この平均は3.5から4にしてもいいですよということで、学校ごとの平均を決められるというのが3年生のチャレンジテストです。

そのために、あそこの学校はいい学校、この学校は点数の悪い学校ということで、子どもたち

が心を痛める。私が行くために、私が試験を受けるために、ここの学校の点数が下がるのではないかとかというふうなことで心を痛める子があるとか。それから、この間も大阪府下でテスト、1月ですか、テストがあったときには大勢の子が休んだと。それは、1回、2回の点数で、点数を下げられたり上げられたりしてしまうのは嫌だから休んでもいいだろうということで、何校かの学校で集団で休んでしまった。そういう弊害が起こってきているので、廃止・撤回をしてほしいという意見書です。

言葉はきついかもしれませんが、子どもたちの思いを酌んでいただいて、賛同をよろしくお願いします。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） ニュースのほうで、チャレンジテストを受けなかった児童があったというのは聞いたんですけども、それは何か受けなくていいような情報が流れて、それでご両親の方が受けないほうがいいのかというふうな、そういった情報に流されて受けなかったところがあったというふうには聞いております。

私も、チャレンジテストについては教育委員会のほうにも確かめさせていただいたんです。そして、そういうことで全然、学校でランクづけをするものでもなくて、先生が内申書を評価するときに、テストの点数に応じて今までの評価がちゃんと正しく評価の点数をつけられる。どっちにしようか迷っていた子にもちゃんとした、人数で割り当てられた評価ではなくて、ちゃんとつけられるというところで、一短もあるかもしれない、そういった1回のテストでどうのこうのというところがあるかもしれないが、そのところは別にチャレンジテストで学校の格差づけとかそんなのではなくて、やっぱり公平に評価できる、全て公平に評価できるというところだということを教育委員会のほうからも説明を聞かせていただきまして、教育委員会としても、ちょっとここのところは是正してほしいというところは要望を出していると言うてはりましたので、そういうところに対応していてもらったらなというふうに感じております。

委員長（坂上巳生男君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） この6行目にあります「各中学校が格差づけされ不公平な入試になることが懸念される」とあるんですけども、確かに中学校で差はつくとは思いますが、いろんな中学校に行っている生徒にとっては、むしろ相対評価になって、生徒にとってはいい評価になるというふうに理解するんです。そういう意味合いから、この廃止・撤回を求める意見書というのは、反対という立場です。

以上です。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致いたしませんので、この意見書（案）については上程しないことにいたします。

次に、2件目の国保広域化における保険料負担の軽減等を求める意見書（案）についてご意見を承ります。ご意見等はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） この意見書を拝見させていただいた内容、記から下の1、2、3。3つあるんですけども、これ、今回請願を出されていた分の請願を取り下げされましたが、その内容と余り変わらない内容なので意見書として出す必要があるのかなというふうに、請願は取り下げはりますので、出す必要があるのかなというふうに思います。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 請願とはまた違うと、私たちは考えております。やはり、大阪府として運営するときには、低所得者の方にも配慮したほうにしてください。大阪方式を反対するという前回の請願とは、また違うものと考えております。

今、本当に高過ぎる保険料、所得の20%を超えるという、なかなか払にくい保険料となりつつ

あります。そういうところももう少し国のほうへ財政措置を求めたいということなど、全然違うと私どもは考えておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） まず、1番で言うていた「被保険者、特に低所得者の保険料負担に十分配慮した制度設計」ということですが、先ほども低所得者に配慮する意味で、保険料の限度額の額を上げましたよね、4万円。支援分とか医療分の方で。だから、低所得者に配慮する意味で、そういうふう限度額を上げたりとかしていることはやっている、制度設計としてはやっているのではないかなというふうに思ひます。そしてまた、今度の見直しの中でも、5割軽減とか、2割軽減の方もふやしていますよね、所得基準の見直しがされています、今回の見直しの中でも。だから、そういうこともやっているのではないかなというふうに思ひます。

2番の法定外繰り入れにつきましても、これは言うてた法定外繰り入れをやっているところのほうに保険料が、この間の大まかな概算だったんですけども、資料をいただいた分で、保険料繰り入れをやっているところのほうに保険料が高くなっていたんで、法定外の保険料繰り入れはやっぱりしてはいけないというふうに思ひます。

3番の国の補助につきましても、今度の改革、30年度からの都道府県化におきまして、国も1,700億円ですか、そういったところの分の財政調整交付金とか保険者努力支援制度で1,700億円充当するというふうになっておりますので、ちょっとこの意見書は合わないのではないかなということで、出す分については賛同できません。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございせんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見の一致がございせんので、本会議には上程しないことにいたします。

次に、3件目の「共謀罪」の創設に反対する意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。阪口委員。

委員（阪口 均君） この共謀罪ですけれども、組織的犯罪集団、それを未然に犯罪を抑えるということが主な目的であるということは理解すると、この共謀罪の創設というのは、私はあつていいものというふうに解釈しています。

古くは治安維持法とかでかなり痛い目にあつた人がいらつしやつた結果、共謀罪に結びつくん違ふかというふうな流れでの反対かなというふうに思ひますけれども、ここへ来て国際的な犯罪、特にテロとかいうふうなことがいつ起こつても仕方がないかなというそんな状況にもなつてきていますし、日本だけで、日本の情報だけで抑えきれないものが、多国間の協力のもとで未然に防げるものがあるならば、こういう共謀罪というものを創設した上で日本国民を救つていくというのも大事なことかなというふうに思ひますので、これについては反対の立場で意見させていただきます。

以上です。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） テロ対策ということなんですけれども、日本は既にテロ防止のための、この下にも書いてありますが、13の国際条約を締結していますし、57の重大犯罪について未遂より以前の段階で処罰できる国内法があります。今、国が出してきておりますこの法案は、テロ対策が目的ではありません。やっぱり東京オリンピックを理由にして、思想内心を取り締まる違憲な法律を成立させようとしているのが目的だと感じております。

それで、治安維持法のことを先ほどおつしやいましたけれど、戦前の日本で思想弾圧を振るいました治安維持法も、法案提出の際は労働運動をする人が拘束されるようなことは甚だ誤解だと政府は説明しました。しかし、実際は、労働運動を初め、宗教者、学生、自由主義者など、幅広い人たちが弾圧の対象になりました。だから、もうこういうふうなことは二度と起こしてはならないというふうに感じておりますし、100人を超す刑法研究者が法案反対に声明を出しているのも、内心の

自由などを侵す法案だということを出しておりますし、本当に今でも電話の盗聴とか、それから、いろんな団体に対して共謀罪がまだ成立される以前でも、原爆反対というそういう団体に対してでも監視や情報収集を繰り返してきたというふうなことがありますので、警察権力として。だから、国民の人権やプライバシーが侵されていくような監視社会へ道が、これを通ることによって一層開けていくというのが、これの本質だと思っております。

今、法務大臣も、これに対してはっきりした名分が言えない、何かわけのわからん答弁をしておりますけれども、本当にわけのわからないところが一番恐ろしい。2人、3人と集まって何を相談しているのかわからないときに、どういうことを相談していたというふうなことで勝手にでっち上げられて捕まえられていくというふうなことが考えられると思いますので、ぜひこの反対する意見書にご賛同いただけたらというふうに思っております。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今、世界を見たときに、テロはすごく怖いんです。いつ日本もその標的に遭うかもわからないというところで、2019年にはラグビーのワールドカップもありますし、2020年にはオリンピック・パラリンピックもあるというところで、いつテロが日本を狙ってくるかもわからない。そういった危険な状態の中で、いかに日本国民の皆さんの命を守るかというのは、やっぱり国の責任でしっかりとやっていくべきやと思うんです。

その中でテロを防ぐためには、TOC条約といいまして国際組織犯罪防止条約というのがあるんです。その条約を締結することによって、テロを国際的に全ての国と協力して、テロの犯罪があったときにはそれを未然に防止できる体制ができるんです。そのTOC条約は、世界187カ国では締結しているんです。そして、未締結の国が11カ国あるんです。その中に日本が入っているんです。だから、未締結の国とは、日本、パラオ、ソロモン、ツバル、フィジー、パプアニューギニア、ソマリア、コンゴ、南スーダン、イラン、ブータン、この11カ国がまだ未締結なんです。日本も入っていないんです。

だから、それに入るための条件としては、今言うこの準備条例が必要なんです。この条例を結ばないことには、この今言う、テロ等組織犯罪準備罪（共謀罪）というこの法案、これをちゃんと法案として成立しなければ、この条約の中に日本が締結できない、この条約を。そういう条件になっているので、本当にそういった組織的なテロ組織から日本国民を守るためには、この国内担保法となっているこのテロ等組織犯罪準備罪というものはしっかりと準備しておかないといけないというふうに私たちは聞いております。

先ほど、ただ単に話し合っただけのこうのと言っていました、その条件はちゃんとあります。組織的な犯罪集団であると。だから、テロ組織、暴力団や薬物密売組織とか、そういったちゃんとした組織、そういったもの、組織、犯罪組織が前提条件で、その犯罪組織が計画をし準備した分については、それはそういう共謀罪に当たるというふうに、ちゃんとしたテロ等準備罪というものにはその前提でこういうものがあつた上でのことなんで、ただ単に何人かが集まって話したことがそういう罪にはならないというところをご理解いただけたらいいかなというふうに思っておりますので、この意見書には賛成できません。

委員長（坂上巳生男君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 法案には、今おっしゃいました国連の国際組織犯罪防止条約を実施するためという目的を書き込もうとしていますけれども、この条約はテロ防止とは全く違って、国境を越えて行われる麻薬の取引などにかかわる経済犯罪を防止するものです。条約の締結のために、どうしてもこの共謀罪を設けなければならないということはないと考えております。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見の一致がございませんので、本会議には上程しないことにいたします。

次に、4件目の無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）公衆無線LANというのは、ちょっと私自身はよくわからないんですけども、いろんなところでWi-Fiが使えるような環境をつくっていくというふうなことなんですけれど、これに対してはお金とか整備費とかというのは、どういうところから出てくるものなんでしょうか。もしその辺わかりましたら。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）一応、オリンピック等ある中で、そしてまた日本もインバウンドという施策をやっている中で、外国人観光客が日本に来たときに一番困っているのは何かというところで、このWi-Fi、無料公衆無線LANがやっぱり一番必要やというところの分があります。そして、しっかりと観光客に来てもらうために、観光客に来てもらうための環境をすることによって、たくさんの方に来てもらうこともできる、日本経済の活性化にもつながるというところでありまして、その中でこのWi-Fiの整備支援をしていこうということによってやっております。

3番にもありますように、それぞれの、1番、2番は公共施設とか、公共交通機関とかホテルとかそういう旅館業に対しての事業の補助ですよね。だから、国からの補助を求めているわけです。2番につきましても、日本遺産や国立公園等観光名所、そういったところにもしてほしいというのと、そしてまた防災拠点、それについてもWi-Fiが必要だということで、必要性は十分に皆さんも感じておられると思うんですが、その財政的支援を、地方については、地方行政がする分については、やっぱり国のほうでしっかり財政的支援措置をしてほしいというところの要望でありまして、国のほうからしっかり支援をしてほしいという、国の予算、国家予算です。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ということは、ホテルとか宿泊施設などは、これは整備事業を拡充しなさいよということだけで、これのほうにも国の予算はついていくということなんでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）観光庁のほうから予算をつけています。

委員（鱧谷陽子君）わかりました。

委員長（坂上巳生男君）ほかにご意見ございませんか。佐古委員。

委員（佐古員規君）まず、この無料公衆無線LAN（Wi-Fi）環境の整備促進、これは大いに賛成したいなと思って、ご意見させていただきます。

インバウンド、海外の方なんかは、とにかく無料でWi-Fiが使えるところということをもっと先に考えて、それで観光地を選んだりとかそういったこともするというのも聞いたことがございます。

この中で、2番のところ、観光地の機能向上や利便性向上を図ることに1個、もしよければ追加していただきたいことがございます。これは、セキュリティー面の強化ということをご希望いただけたらと思います。日本でもそうですけれども、公共無線LANを使ってデータを故意に引き出したりとか、そのデータを悪用されたりという事件というのが結構起きてございます。ウイルスに感染してしまったりとかそういったこともございますので、ぜひ、その辺のセキュリティー面の強化ということも追加していただけたら大変ありがたいと思います。

以上です。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今、佐古委員が言われたその面につきましては、つけていただく必要性はあるかと思っておりますので、そういったセキュリティーの面につきましては、どんな文面がいいのかちょっとわからないんですけども、お任せいたしますので、提案していただけたらと思います。

委員長（坂上巳生男君）佐古委員。

委員（佐古員規君）もう、その「利便性向上」の後ろに、「機能向上や利便性向上及びセキュリティー

面の強化を図ること」でいいんじゃないかなと思います。

委員長（坂上巳生男君）ただいま、佐古委員から文言の追加の提案がございましたが、第2項目めの「機能向上や利便性向上」の次に、「利便性向上及びセキュリティー面の強化」という文言の追加提案でしたが、この提案に関してご意見はございますか。

（「なし」の声あり）

反対意見はないようですので、なければ文言を追加するというところでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

反対意見はなく、一部追加修正案がございまして、第2項目めのところに「観光地の機能向上や利便性向上及びセキュリティー面の強化を図ること」というふうに文言を修正した上で取りまとめたいと思います。そういう形で本件はそのように修正し、追加議案として上程することにいたします。

次に、5件目の地域の実情に応じて運用できる「民泊」の法制化を求める意見書（案）についてご意見等を承ります。ご意見等はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）すみません。この意見書の一番最後のところで、「地域の実情に応じて適切な「民泊」の運営がなされるように、自治体が条例の制定等により地域独自のルール等の構築が可能になるようにすること」ということが書いてあるんですけども、この地域独自のルールというのは、今、地域独自で規制緩和を求めるところと、それから地域独自でありにもひどいマンションなどの、民泊などがあれで規制を求めるところと両方が、地域独自のルールとして挙がってきていると思うんですけど、この地域独自のルールというのはどちらを考えていらっしゃるのか、ちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

委員長（坂上巳生男君）渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）やっぱりそれは地域独自なので、緩和するのかどうかというのは、その地域の判断だと思うんですよ。全ての責任は国がちゃんと責任を持ってやっていけるところで、その中でその自治体、自治体によってそれぞれの地域性というものが、状況というのが違うと思いますので、その中で民泊、空き家を使って民泊をするときに、タイトルもそうですが、地域の実情に応じて運用できる民泊の法制化というところですので、その地域に一番、地元の地域の実情に応じた法規制というのは条例になるかと思うんで、その条例でそのルールを、その地域に合わせたルールを構築できるように、そういった環境に整備してくださいという内容でございます。

委員長（坂上巳生男君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）国のほうもルールをつくらうということで、17年度に民泊に対する規制をつくらうとして登録義務やら罰則義務を設けてやっているそうなんですけれども、マンションについては、民泊しようとする業者が、持ち主の4分の3の多数をもって管理規約を変えてできるというふうなことが盛り込まれていたらしいんですけども、一部議員が今待ったをかけている状態だと聞いております。それは、やっぱりマンションを民泊に利用したいという業者と、それからマンションでいろいろ問題が起こっているんで、4分の3の多数決がないとだめですよというようなところの議員たちのせめぎ合いなのかなというふうに感じております。

中でも一番問題なのが、今パソコンを使って無許可で営業している海外のエアビーアンドビーというのが、今、無秩序に広がっていているんです。ところが、外国企業ですので、多国籍企業が何か国の処罰、罰則の規定がないというふうなこととか、それからTPPに入ってしまうと、そういう外国の企業がもうけようとしていることをやめさせると裁判沙汰になるとかというふうなことも聞いていますので、その辺が非常に大きな問題じゃないかなというふうに思うのと、それから、こういう量的に宿泊所をつくっていくというのではなくて、それよりも質を高めて、観光の質を高めていくことのほうが、よりよい観光地をつくり、よりよい宿泊地をつくっていくことのほうが、日本にとって得策なんじゃないかなというふうに考えておりますので、ちょっと民泊を進め

ていくというのには賛成しかねるかなと思っております。

委員長（坂上巳生男君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） なぜ民泊かというのは、今、宿泊施設が足りないというところが大きな問題となっていて、その中でちゃんとした宿泊施設が全て完備されていたらそれで問題はないんですけども、民泊を推進しなくてもいいんですけども、そういったものが不足しているというところで、今その中で空いている空き室を利用できないかというところ、空き家とか空き室、マンションとかそういったところの空き室を、観光客が来られたときに、滞在されるときにちょっと長期にでも滞在するときに利用できないかというところで、そういったものが適用できるようにというところで、この民泊というものを法制化しようとしているわけでありまして。

でも、その中でいろんな問題点は、今、鯉谷委員が言われたように、いろんな問題点がある中で、法の中でしっかりとそれは縛りをつくっていかうと、しっかりと国が責任を、推進する限りは国が責任をしっかりと持っていこうというところで、トラブル、公衆衛生の確保とか、また地域住民等のトラブルとか、そういったトラブルを防止できるルールもしっかりつくってやっていかないといけない。国の責任でもってちゃんとやってほしいというところが、1つ目、2つ目でありまして、3つ目は、それ以外に地域に応じたルールもしっかりとつくって条例化しようというところのものであります。

説明は以上です。

委員長（坂上巳生男君） 阪口委員。

委員（阪口 均君） この文章から受けるイメージとしては、民泊をやるという前提で書かれている意見書のように受けとめるんですけども、先ほど鯉谷委員のほうからもありましたように、この規制を緩和するのが地域の実情なのか、あるいは地域の実情によっては規制をしてほしいと、うちの隣があいているけれど、そこへ民泊なんか来てほしくないんやというふうなところも多分あると思います。だから、そういったところに対してのケアが、言葉的なケアが足りないように思いまして、全体としてこの文章から受けとめるところは、もうちょっと地域の住民の意見、意思を尊重してというふうな、そういう文言がないと受け入れられないというふうに私は受けとめますので、このまままでいくとバツというふうに捉えます。

以上です。

委員長（坂上巳生男君） ほかにご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、本件意見書（案）について、意見等をまとめます。

意見が一致しないようですので、この意見書（案）については上程しないことにいたします。

次に、議会運営委員会委員長の閉会中の継続調査の申し出について、次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について、平成29年3月定例会閉会から平成29年6月定例会開会までの間、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、追加議案として、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出をいたします。

以上で、平成29年3月熊取町議会定例会における追加議案の取扱いについての件を終了いたしますが、ほかに何かあれば承ります。何かございますか。

（「なし」の声あり）

ないようでございますので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

---

（「14時16分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議会運営委員会委員長

坂上巳生男

総務文教常任委員会

総務文教常任委員会

月 日 平成29年3月17日(金曜)招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	服部 脩 二	副委員 長	阪口 均
	委員	文野 慎 治	委員	坂上 昌 史
	委員	渡辺 豊 子	委員	河合 弘 樹
	委員	坂上 巳生男	議 長	重光 俊 則

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏 司	副町 長	中尾 清 彦
	教育 長	勘六野 朗	企 画 部 長	貝口 良 夫
	企 画 部 理 事	明松 大 介	総 務 部 長	南 和 仁
	総 務 部 理 事	林 利 秀	総 務 部 理 事	阪上 敦 司
	住 民 部 長	下中 博 之	住 民 部 統 括 理 事	吉田 潔
	住 民 部 理 事	藤原 伸 彦	健 康 福 祉 部 長	小山 高 宏
	健 康 福 祉 部 理 事	山本 浩 義	健 康 福 祉 部 理 事	山本 雅 隆
	健 康 福 祉 部 理 事	田中 耕 二	事 業 部 長	泉谷 徹
	事 業 部 理 事	田畑 洋	会 計 管 理 者	北川 雄 彦
	上 下 水 道 部 長	山戸 寛	兼 会 計 課 長	中谷 ゆかり
	教 育 委 員 会	亀坂 典 夫	教 育 次 長	中谷 ゆかり
	事 務 局 理 事	野津 恵	政 策 企 画 課 長	橘 和 彦
	危 機 管 理 課 長	巖根 晃 哉	財 政 課 長	東野 秀 毅
	広 報 公 聴 課 長	道端 秀 明	総 務 課 長	原田 哲 哉
	人 事 課 長	山戸 由紀美	税 務 課 長	阪上 高 寛
	住 民 課 長	堀口 卓 也	自 治 振 興 課 長	三原 順
	環 境 セ ン タ ー	野原 孝 美	健 康 ・ い き い き	石川 節 子
	所 長	木村 直 義	高 齢 課 長	藤原 孝 二
	介 護 保 険 ・	野津 博 美	生 活 福 祉 課 長	阪上 正 順
	障 が い 福 祉 課 長	白川 文 昭	保 育 課 長	馬場 高 章
	子 育 て 支 援 課 長	荒木 圭 典	ま ち づ く り	下中 昭 三
	保 険 年 金 課 長	阪上 清 隆	計 画 課 長	
	道 路 課 長		生 涯 学 習 課	
	生 涯 学 習 課 参 事		推 進 課 長	
事 務 局 局 長			書 記	阪上 章

付議審査事件

- 議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議について
- 議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算(第5号)

委員長（服部脩二君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから総務文教常任委員会を開会いたします。

---

（「10時01分」開会）

---

委員長（服部脩二君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案5件の審査を行います。

議案については、提案理由並びに内容の説明は既に本会議の中で行われておりますので省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございませんので、よろしくをお願いいたします。

委員長（服部脩二君）以上で補足説明を終わります。

---

委員長（服部脩二君）初めに、議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）この条例改正につきましては、個人情報保護法並びに番号法の改正された法律が、平成29年5月30日から施行されると。そのことに伴って、所要の改正を行うんだということですが、その改正の中身の説明は本会議でございましたが、若干わかりにくい部分がありましたので、お尋ねしたいと思います。

議案書の2ページのところに、第1条の次のように改正すると、第2条第5号中「第23条第1項及び第2項」の次に「（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）」を加えるとあるんですが、第23条第1項、第2項に関して、ちょっとインターネットで調べたところ、これに関しては、行政機関が情報提供を行った際に、それをきちんと記録を保持する必要があると、一定期間記録の保持をなさいというそういう規定であったかと思うんですが、規定は番号法第26条において準用する場合を含むとありますが、この第26条において準用する場合というのがちょっとわかりにくいので、これについてご説明を願いたいと思います。

委員長（服部脩二君）巖根広報公聴課長。

広報公聴課長（巖根晃哉君）それでは、私のほうから個人情報保護条例の一部改正というところでございますので、ご説明させていただきます。

まず、そもそも個人情報保護条例第2条といいますのは、条例における用語の定義を規定している条でございます。第5号は情報提供等記録という用語の定義となりまして、番号法第23条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報をいうと、まず規定しております。

端的に説明させていただきますと、番号法第21条第1項及び第2項の規定により記録された特定個人情報の項目、また第26条において準用することにより記録された特定個人情報の項目となるわけですが、では番号法第23条と第26条には、何が規定されておるのかということになるかと思えます。

番号法第23条、こちらにつきましては、今、坂上委員がおっしゃられたとおりなんですけれども、情報照会者及び情報提供者は、特定個人情報の提供を求め及び提供があったときは情報照会者及び

情報提供者の名称、提供の求めの日時及び提供があったときはその日時などを、情報提供ネットワークシステムに接続された電子計算機に記録し、7年間保存しなければならないというような内容になります。

では、ここで特定個人情報を提供できる場合というのはどういう場合かということになるんですが、これは先ほど委員もおっしゃられましたように、法律番号法第19条第7号で規定されておりまして、法令で定められている事務処理をする場合は、情報提供ネットワークシステムを使用して提供できるというものでございます。ここまでが今現行のところでございます。

次に、地方公共団体が条例で定めることにより行う独自利用事務の処理をする場合はどうなるのかということになってきます。ここで、平成27年9月議会においてご可決いただきましたこの特定個人情報を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例、この条例で定めることにより、老人医療費、身体障害者等医療費、ひとり親家庭医療費、子ども医療費のこの4医療事務に関しまして、独自利用事務とした上で情報連携ができる情報提供ネットワークシステムを使用しての提供等ができるとしたものでございます。

この条例に定めることによりまして、情報提供等ができるとしている根拠は、じゃどこにあるのかということになるんですけれども、番号法第19条第14号に基づく個人情報保護委員会規則において定められておりました、これまでのところ。しかしながら、同じように特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供できるという内容でありながら、その根拠は、一つは番号法で規定されておりまして、一つは今言いました個人情報保護委員会規則であるということから、わかりにくい体系であったものを、このたび番号法に一本化したというのが今回の改正となりまして、番号法第19条第8号として、条例事務関係照会者が条例事務関係情報提供者に対し当該事務を処理するために必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを使用して提供することができますということを追加されたものでございます。

法令に基づきまして特定個人情報を情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合において、情報提供等の内容を記録し一定期間保存しなければならないと、先ほどの番号法第23条で規定されているわけですから、条例で定めた独自利用事務で情報提供等をする場合においても、番号法第23条と同様に記録し、保存しなければならないと規定されたのが、今回の追加の番号法第26条という形になるものでございます。

要するに、そこで言葉の定義に戻らせていただくんですけれども、個人情報保護条例第2条第5項における情報等提供記録の定義についてなんですけれども、結果、個人情報提供等記録というのは、法令事務や条例で定めた独自利用事務において、情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供等をした場合において記録された特定個人情報という形になります。

端的に言いますと、要するに法令で定められたものも、条例で定めたものも、どちらについても情報提供ネットワークシステムを使うことができますよというふうに改正されたものが第26条という形になります。

長くなりましたが、説明は以上で終わらせていただきます。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 何か、半分ぐらいわかったような感じであるんですけれども、正確に厳密にわかろうとすると、あと1時間ぐらいかかりそうなそんな感じがしますんですが、番号法自体が非常に複雑な法律になっておりまして、なおかつ途中で改正されているというふうな事情もあってわかりにくいんですけれども、行政の中のネットワークで情報の開示をすると、番号を含む情報の交換ができるようになって、そのことに関しても、きちんと記録保持をしなければならないということの規定に関して整理をしたということと理解しておきたいと思えます。

はい、わかりました。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） すみません、ずっと私もぜんぜんわからないんですけれども、国の法令に基づいて

条例改正というところだと思うんですが、国のほうの法律が5月30日というふうに施行されたというところで、だからそれに合わせて町もこの5月30日に施行するという条例改正になるんですが、その法令のほうに5月30日という日にちを指定したというところの意図というんですか、そういう意味というのがあるんでしょうか。

委員長（服部脩二君） 橋政策企画課長。

政策企画課長（橋 和彦君） 今回の法の施行日に関しては、別に省令で定めるということになっておりまして、その省令が29年5月30日ということで省令で規定をされております。

これは、ことし、29年7月に情報連携が始まるということで、その以前に施行するという前提であったというふうに認識しております。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第1号 個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（服部脩二君） 次に、議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 今回、今まで「事業部」だった部が、「都市整備部」というところで部名の変更に伴う改正というところなんですけれども、ちょっと教えていただきたいんですが、以前、平成19年か、20年ごろやったと思うんですけれども、都市整備部と事業部がありまして、機構改革というんですか、行政改革というんですか、そういうので一本化しようということで、都市整備部と事業部が一本化されて事業部になったと思うんです。そのときは、合体したときに事業部という名前であったのに、今回なぜその「事業部」を「都市整備部」に改めるのか、その辺のところをちょっと教えていただきたいと思います。

委員長（服部脩二君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） 委員おっしゃりますように、以前の事業部と都市整備部につきましては、組織のスリム化等と、そういった面での行革というところの中で事業部とさせていただいたというふうに思います。

今回の「事業部」を「都市整備部」というところの意図でございますけれども、事業部に関しては、従前からずっと熊取町のほうでは事業部という形ですと名前は残ってございましたけれども、やはり外部から見たときに、事業部の事業というところを見たときに、私ども熊取町のほうでは、転入促進策で外部の方の住民の方を積極的にお越しいただきたいというふうな場々のときに、外部から見たときによりわかりやすいように、都市整備をしているということがわかるようにということで、都市整備部ということで、あくまでも名前がわかりやすいようにということで改めさせていただいているものでございます。

ちなみに、岸和田市以南の部の名称の状況でございますけれども、都市整備部を使用しているのが、貝塚市、泉佐野市、泉南市、岬町ということで、もう既に岸和田以南でも半数以上が都市整備部に改めているというところもございまして、今回、事業部から都市整備部に改めたと。

ですから、今回は行革というわけではなくて、わかりやすく名前の名称を変更するというところ

でございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そのときに、そしたら事業部じゃなくて、都市整備部も選択できたというところでしたよね、以前も。そんで、ちょっと転入促進を推進するために都市整備部に変えたというところで理解をさせていただきたいと思います。

その中で、2月24日の全員協議会のときに、さっと説明があったんですけども、事業部が都市整備になるというところで、課名の変更はなしというふうに聞いているんですけども、今回、「事業部まちづくり計画課」を「都市計画主管課」に改めるというふうに条例提案の中には載っているんですが、これはなぜですか。

委員長（服部脩二君） 道端人事課長。

人事課長（道端秀明君） 都市計画審議会条例の中の変更でございますけれども、都市計画主管課として理由でございますが、課の設置につきましては規則で設置をしてございます。

そういったところで、部については条例で設置すると、まずそういうすみ分けをさせていただいてございまして、したがって、条例の中では基本的には課名が残っているものについては、改正していくごとで具体的な課名を入れずに何々主管課というふうな形の表現をさせていただきたいというものでございまして、こうすることによりまして、課名を変更するときに、本来であれば事務分掌規則で課を設置するんですけども、そのときに条例のほうにも課名があるというふうになりますと、手続的なところも含めまして条例改正がその都度必要になってまいります。そうなりますと、迅速な対応等々欠けるところも踏まえまして課名を変更する場合でも速やかにできますように、今回、まちづくり計画課を、課名の変更はないんですけども、都市計画主管課という形で改めさせていただいているものでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） はい、わかりました。

課名を変更するのかなというふうに、ちょっとこの文章で私自身勘違いしたんで、まちづくり計画課はそのままというところですね。ただ、この審議会についての計画についての担当課をまとめて、ひっくるめて都市計画主管課ということにしたということですね。わかりました。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第2号 事務分掌条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（服部脩二君） 次に、議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） この条例改正につきましても、本会議で説明ありましたが、もう一度わかりやすく、この条例改正の趣旨と、そしてこの改正の中身の要点となるところをちょっと説明願いたいと思います。

委員長（服部脩二君）道端人事課長。

人事課長（道端秀明君）今回の改正につきましては提案理由でございますとおり、上位の法になる地方公務員の育児休業等に関する法律等々、法律の改正に伴いまして改正させていただくものでございまして、中身といたしましては大きく2点ございます。

まずは、職員の育児休業制度の改正でございます。

育児休業につきましては、育児休業の対象となるお子さんの定義の追加と範囲を広げるというものでございます。今まで職員が育児休業を取ろうとした場合には、戸籍上の子どもさんでしか取れないという状況でございましたが、今回、民法等と色々な法律が出てまいります、特別養子の縁組をしたいということで、まだ養子縁組になっていないんですけれども、その事前の監護の期間ということで、子どもさんを預かっている状況は、実態としては子どもさんの世話をされているんですけれども、戸籍上の子どもさんではないということで育児休業が取れないという状況でございましたので、そういった面でそのお子さんの福利、そういった面を踏まえて子どもの定義を拡大するという内容でございます。

2つ目につきましては、介護休暇の制度の拡充でございます。

介護休暇につきましては、職員がご両親でありますとかそういうご家族の方を介護したいというときに、有給休暇ではなくて特別にお休みが取れる制度でございますが、そのものにつきましては、今までは連続した期間でしか取れなかったと。ですから、1回休みに入ると次は復帰してくるときは、ずっともうそのあと復帰してくる前提になっていたと。ところが、昨今の現状の中で、ご家族の方が交代で見たりとかそういった面等々、いろんな介護の面はいろんな面が出てまいりますので、今まででしたら1つの期間でしか取れなかったものを、3回に分けてとることができるようになったというものでございます。

それともう一つは、ただそんなに一日休みをとらなくてもちょっとだけ早く帰ったり、朝ちよっとおくれてきたりというふうなこともしたいという方につきましては、これは新たな新設ということで、1日2時間までの範囲内で介護のための休暇、ここでは介護時間というふうな表現でございますけれども、そういったものが追加されると。

したがいまして、育児休業については子どもの定義の追加、介護については分割してとれるようになったということ、それか1日2時間までの範囲で介護時間という形でとれるようになったというふうなのが大きな改正の中身でございます。

以上でございます。

（「わかりました」の声あり）

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第3号 勤務時間、休暇等条例及び育児休業条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（服部脩二君）次に、議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）今回、この貝塚市立青少年野外広場が第244条の3第3項の規定に基づいて共同処

理方式、区域外に設置するというところで、まずこの協議をする分を協議書を交わさないといけないというところで上程していただいているかと思うんですが、今までこの広場というのはこども野外広場だったと思うんですけれども、今までの状態はどうだったんですか。

委員長（服部脩二君） 下生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君） 委員のご指摘のとおりでして、現在、今まではこども野外広場として貝塚市で開催されてきたと。これが、昭和53年6月から要綱により運営されてきたと。このたび、条例化を図り、また名称についても貝塚市立青少年野外広場となって条例を制定したいという中で、本町の区域を含むので設置について協議をするというものでございます。

それで、今までということとは、利用実態ということで捉えますとほぼ9割方の稼働率で使用されている。現に、土日であればスポーツ少年団の少年野球を初め、平日であれば高齢者の皆様方のゲートボールあるいはグラウンドゴルフ等々、また子育て支援の団体でのプレーパークでの子ども広場ということで、ほぼ9割方の稼働率で実際使われている状況でございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 熊取町民の皆様も使っていたということですか。

委員長（服部脩二君） 下生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君） 利用は、ほぼ貝塚市民の方の利用でございます。本町の町民の方というのは、たまに少年野球でございますので、各貝塚市付近の近隣の少年野球の大会であるとかいう面では利用があったかとも思いますけれども、平生の利用は貝塚市民がほとんどでございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

そして、今この貝塚市の条例が第4条に、熊取町の住民については、使用については貝塚市の条例によるというふうにあるんですけれども、貝塚市が昨年、28年12月14日にこの条例を制定しているようですが、使用について、使用時間について300円の使用料を前納しなければならないというふうに書いていて、それに基づいて熊取町民が利用するときもそれに準ずるところですが、ここは今までもそういうふうには使用料は取っていたんですか。

委員長（服部脩二君） 下生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君） これまでは、先ほど申し上げましたように、運営要綱の中で使用料については規定がなかったというふうなことでございます。無料でございます。これから条例を制定して、使用料の料金設定をされたというものでございます。よろしくお願ひします。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、今回こういう条例を制定することで、利用料を取ってこの広場を使用してもらうための条例をつくったということですね、有料にするためにということですね、貝塚市の。それに、熊取町の住民さんもそれに準ずるところの協議書ということなんですね。

委員長（服部脩二君） 下生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君） あくまでも、青少年のための野外広場でございます。ただ、料金だけのほうがクローズアップされて料金を取るためというのは、やはり貝塚市さんの事情というのは推しはかることができませんけれども、施設を管理する上では、やはり料金設定というのは考え方として必要であると、受益者負担というのは必要であると。

その中で、これまでどおり、スポーツ少年団であれば、スポーツの振興も、また子育て支援も含めて、高齢者スポーツの促進も含めて、減免規定というのもございますので、それはその振興の目的によって減免されていくものであろうと考えております。

基本的には、必要最低限の標準設定としまして料金設定という考え方は必要であろうと、そのよ

うな料金設定を入れられているものだと考えております。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）これは熊取町の区域内に貝塚市立青少年野外広場というのが存在、これまでのこども野外広場、それが新たにこういうふうには協議書を設定して位置づけるということなんです、この熊取町の区域内の青少年野外広場のこの部分というのは、これは所有権はどうなっているんですか。

委員長（服部脩二君）下中生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君）土地そのものは熊取町で、所有権は貝塚市が所有しているというものでございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）それは、ずっと以前からそういう状態だったんですか。

委員長（服部脩二君）下中生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長（下中昭三君）当初、昭和51年当時、この議案書の30ページでも表示がありますように、貝塚市の第四中学校を将来的には拡張用地として貝塚市が取得されたと。その間、拡張については状況が至らなかったところから、暫定利用としてこども野外広場が運営されてきたという議案の説明であつたとおりでございます。ですので、以前から第四中学校を開校に向けての所有権の取得ということで、その当時から貝塚市が所有しているというものでございます。

以上でございます。

（「わかりました」の声あり）

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第13号 貝塚市立青少年野外広場の区域外設置に関する協議についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（服部脩二君）次に、議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）まずは、13ページのくまとりふるさと応援基金積立金ですけれども、2億3,026万円というところで、たくさんの方に応援寄附していただいて、基金として今この基金が積み立てられているわけなんです、この活用について何か考えておられているのでしょうか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）ふるさと応援寄附に関しましては、昨年の9月議会でも会派代表質問で今後の活用ということでございました。その答弁のときにも申し上げたとおり、これまでふるさとの基金というのは、住民に限らず協働事業に使っていくと。当時の考え方としては、特に住民提案協働事業が設立された時期に合わせて基金の設立もされております。当時の寄附額も含めまして、限定的に住民提案協働事業の原資という形で基金を取り崩して活用してまいりました。

しかしながら、委員もご承知のとおり、ふるさと納税が全国的に活況を呈している中で、本町も

謝礼品の拡充、寄附方法の拡充、さまざま取り組んできた中で、現状これだけ多くのご寄附をいただくことになりまして、基金のほうも一定残額が伸びてきております。その中で、昨年9月でご答弁させていただいたとおり、これまで限定した住民提案協働事業費の原資ということでございましたけれども、あくまで基金条例の中では協働に活用するということがございますので、まずはこの協働ということを広く捉えまして、今現状、一般会計の中でさまざまな住民と他団体と連携している、取り組んでいる、もしくはそういった団体を助成している、こういった部分にも広く財源として基金を取り崩して活用していければということでご答弁申し上げたとおりでございます。

とはいえ、さらに多くの、我々が予想といいますか目標として頑張ってきておりますけれども、また当然いずれ今後のということで検討していかないといけないという部分は認識してございますが、まずは9月でご答弁申し上げたとおり、協働事業、これを広く捉えまして、その財源として活用していくということでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 額が額だけでこれだけありますので、ただその協働事業という定義というがあるのはわかるんですけども、やっぱりもう少し町のためにふるさと応援、熊取町を応援したという思いで寄附していただいておりますので、その定義にこだわる必要性が、今まだ検討中と言うてはりましたけれども、熊取町に今必要な施策に充当していくという考え方に基金の活用というものの見直しというものは検討されておらないのでしょうか。

委員長（服部脩二君） 橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君） 先ほど、基金の積み立ての中で基本的に協働ということで申し上げましたけれども、寄附の段階で皆さんからは、寄附の用途の指定がない寄附と、協働の指定のある寄附、この2つにつきましては、基本的に条例の考え方にに基づきまして基本的には協働に活用していくと。指定していただいている寄附に関しては、その分野、例えば子育て分野に使ってくださいとか、教育分野に使ってくださいというご指定がある分につきましては、これまでもそうでしたけれども、一旦基金には積みましていただきますけれども、基本的にはそういったところにも活用していくところでございます。

とはいえ、先ほどご指摘いただいている、ほぼほぼ指定なしが一番多いわけなんですけれども、寄附の段階では。そういったところで今後、戦略的に使っていくという考え方は非常に大事かとは思ってございます。検討課題、研究材料とは思ってございますが、そこにお金があるから使っていくのか、まず政策、こういうものに充当していかないといけない戦略的な取り組みがまず前提にあるのか、そのあたりを整理しながら、必要に応じて条例改正も当然そういった段階にはなっていくかとは思ってございますので、よろしくお願いたします。

委員長（服部脩二君） 明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君） ただいま課長が申し上げたとおりなんですけれども、昨年9月議会のほうで、幅広い意味での協働に活用していくというのをまずは第一義に考えていきたいというところでございます。

その時点での考え方と申しますのは、一定目標、今年度3億円という額を目標にしてやってきたわけなんですけれども、そうしましたら、どんなことに使っていこうかというところで、今現時点、一般会計の中でも、例えば自治会の助成金というのがございます。これなんかは、まさに協働の趣旨に合致しているものということで、この額なんかでもかなりの予算額ということになっておりますので、まずはこういった経常的に既に上げているもので協働の趣旨に合致するようなものをまずは充てていこうかという、そういった戦略を考えてございました。

しかし、ちょっと額のほううれしいことにそれ以上の額をいただいているということで、今後、熊取町のために必要になってくる事業等々、大きな改修工事等も控えてございます。そういったことも含めて、寄附状況、それから今後のふるさと寄附の国の動向等々もあるんですけども、そのあたりを見きわめながら、条例改正、どのようなものでもあらゆることにも活用できるような、い

いわゆる協働の趣旨を一定枠を外すといったような条例改正の検討もまずは進めてまいりたいというふうに考えてございますので、まずは一旦、今のところは先ほど申し上げたような形で考えているということでご認識いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） スピード感を持って検討していただきたいなと思います。ふるさと応援寄附なんで、本当に地方創生にもつながることかと思っておりますので、熊取町の活性化につながる寄附金やと、そういう思いで寄附をしていただいているかと思っておりますので、そういった意味で使えるように、ただその協働というところにこだわり過ぎないで、本当にスピード感を持って熊取町の創生に向けて取り組んでいただいて、条例改正を進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思っております。

次に、その下の2つ、民生費のほうの臨時福祉給付金給付事業の分の償還金180万4,000円と、その下の子育て世帯臨時特例給付金給付事業の償還金265万9,000円があるんですが、この辺の申請状況、これ、国から予定されていた分、結局返還した形になっているんですけども、申請者数とその給付状況というものを少しご説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） それでは、まず臨時福祉給付金の返還金につきましてご説明させていただきます。

この180万4,000円の中には、事務費に係る分の返還金が39万円ございます。そして、住民の皆様にご給付するに生じた事業費のほうで140万4,000円、そしてあと1万円が、26年度に一旦給付した方の課税情報が変わっておりまして返還を受けたものが1万円という形で入って、合わせて180万4,000円の返還の今回補正予算を計上させていただいております。27年度における申請につきましては87%の申請率でございました。支給者数につきましては、6,934人の方に給付のほうはさせていただいているところでございます。

続きまして、子育て給付金のほうの説明のほうをさせていただきます。

子育て給付金につきましても、同じく事務費のほうで20万5,000円、そして事業費のほうで245万4,000円、合わせて265万9,000円の返還を今回計上させていただいております。子育て給付金の申請率につきましては99.4%でございました。5,410人の方に支給したものでございます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。

子育て世代につきましては児童手当等がありますので、大体100%近い方に給付ができていかなというふうに思うんですが、臨時福祉給付金につきましては87%というところで、13%の方が対象者でありながら受給されてない。これは自分で申請をしなければならぬんで、なかなか申請ができてないというところなんですけれども、これ3回目ですかね。この分、定着化しているかと思うんですけれども、ずっと87%程度ですか。

委員長（服部脩二君） 藤原生活福祉課長。

生活福祉課長（藤原孝二君） 申請率のほうなんですけれども、26年度に実施させていただきました臨時福祉給付金では84.5%の申請率だったと。27年度におきましては、若干伸びたという状況でございます。

ただ、申請勧奨等を送らせていただいたり、当然、広報紙、また町内の掲示板のほうにもポスターの掲示をさせていただいているんですけども、ちょっと申請いただけない方がいらっしゃるという状況でございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。いろんな状況があるので、100%は難しいかと思いますが、しっかりとまたそういうふうに広報、通知等をしていただきまして、今度は額も大きい分がありますよね、

また大変ですが、よろしく願いしておきます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）先ほど渡辺委員からも質問のあったふるさと応援寄附並びに基金のことなんですが、ふるさと応援寄附については、11ページのところで、指定のないものと指定のあるものとでトータルで2億6,900万円ほどの補正があり、そして基金積み立てが2億3,000万円ということで、その差額については具体的にどういうところに支出されることになるのでしょうか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）その差につきましては、実際は謝礼品にかかった経費、発送、またクレジットカードでの納付にかかった手数料といった経費を控除した分を基金のほうに積み立てさせていただくという形で、指定していただいた寄附1億300万円につきましては、基本的にはそのまま基金に積みますけれども、指定のない寄附の分につきましては、そういった経費を差し引いた分で積立金のほうの歳出ということで計上させていただいております。

この予算計上時におきましては、一定その実績に応じたこういった額を積み立ててございます。ちょっとこの場をおかりしてのご報告かもしれませんが、昨年9月議会の補正予算で謝礼品費の拡充予算のほうを確保させていただきました。当時の目標3億円ということでやってまいりましたけれども、この2月末現在で、その3億円を超えまして3億2,600万円ということで、まだ日々これもふえている状況でございます。とはいえ、先ほど言いました謝礼品のほうも皆さんに、寄付者に対してお返ししていると。大体、こういう言い方も語弊があるかもしれませんが、謝礼品費、クレジットカードのそういった手数料もろもろを経費という考え方で捉えますと、大体4割ぐらいが寄附から控除されるといいますか、実際本町が、先ほど言いました基金に積み立てて活用できるのは残りの6割ぐらいかなということで、そういった部分を差し引いた分の差額ということでご認識いただければと思います。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

今回の補正には、特にこの歳出でこういうふうにするという、その項目はないということですね。はい、わかりました。

そしたら、続きまして、先ほども渡辺委員からも、以前、私が本会議で質問したことと同様の指摘がございましたが、たくさんの応援寄附が集まってきていて、もちろんその4割ぐらいが必要経費だということで、丸々のそれが使えるというわけではございませんけれども、これだけの寄附を、とりあえず一旦基金に積んで、当面は協働事業というのを広く捉えて活用していくと。条例改正については、まだ現時点で検討中であるというふうな感じでございますけれども、昨年私が質問した折も同じような答弁でして、その条例改正を検討するということについては、もっと積極的にやっていただいたほうがいいんじゃないかと思うんです。

そもそもこのふるさと応援基金の制度が始まった当時に、協働事業にふるさと応援寄附を活用していくというふうなことでスタートしているわけなんです、その当時はこれだけのたくさんの応援寄附が集まってくるということは想定されていなかったわけですし、全く状況が異なっているんですね。だから、熊取町の場合、ふるさと応援寄附を協働事業に活用するという、そういういわば枠組みの設定の仕方自体を、根本から変えていく時期に来ていると思うんですね。だから、その条例改正についてはもっと迅速に考えて、期限を切って条例改正をするというふうな方針を立てるべきだと思うんですが、いかがですか。

委員長（服部脩二君）橘政策企画課長。

政策企画課長（橘 和彦君）委員ご指摘のところというのは、我々も十分認識をしております。この基金の有効活用という視点というのを、我々も考えてはございます。

とはいえ、今現状、ここにお金があるからそれを使うという考え方ではなくて、何を事業として

我々は今後、先ほど渡辺委員からも地方創生という言葉がございました、地方創生に限らず、町がどういった事業を、今後積極的に行っていくのか、その財源として、まずは当然国からの交付金を活用できる部分というのは、まず財源確保に努めていきたいというふうには考えてございます。もし、ない場合は、当然それは一般財源という形になってこようかと思えます。

一般財源に当たりましては、お金には当然、色がございません。一般会計からいくのか、この基金からいくのか、あるかと思えますけれども、そういったまずは基金があるからその活用を考えるのではなくて、まずは何を町が今後事業として必要なのか、そのための財源はといった段階では、こういった基金の活用も視野に入れながら考えていかなければいけないという認識は持っておりますので、この協働にとられ過ぎないという部分では、我々も認識は一致しておりますので、その点をご理解をいただきましてよろしく申し上げます。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）今の説明はよくわかるんですが、他市のふるさと応援寄附に関する条例等を見ておりまして、その基金の活用として一部は財政調整基金に繰り入れるというふうな規定もあつたりします。

ですから、確かに寄附が集まっているかというから、それを即、使わないといけなと、とにかく集まったから使うという発想は確かにいかなものかと思えます。ですから、財政調整基金に繰り入れるというのも一つの選択肢だと思いますので、そのことも含めて条例改正はぜひご検討願いたいということをおきたいと思えます。

委員長（服部脩二君）明松企画部理事。

企画部理事（明松大介君）本当に一番大事なところを、今、橘課長のほうから申し上げさせていただきます、もう私は申し上げることはないんですが、やはりただいま申し上げましたとおり、課長からありましたとおり、目的をしっかりと定めて、それから皆様からいただいた真心の基金をしっかりと熊取町の地方創生等々に資することに活用していくという、これが基本原則やと思っております。

その上で本当に、今、坂上委員のほうからもいただきましたとおり、例えば財調に積み立てる、そして何よりちょっと私的に言えば、公共施設整備基金、こちらのほう、これから本当に公共施設等管理総合計画のほうで皆さんも厳しい状況というにはご認識いただいているかと思えます。そういったところに、イメージ的にいえば第2公共というんでしょうか、そういったようなイメージでしっかりと貯蓄していくということも今後大事な視点かなというふうに考えてございます。

そういったところで本当に議員の皆様方のほうからも、財調であつたりとかそういった貯蓄という視点もしっかりと認識していただいております。ただ、条例のほう、これにつきましては、皆様のほうから早期にというお言葉もいただいておりますので、これは29年度のほうの検討事項として対応していく必要があるものと認識しておりますので、また皆様方のご支援、ご協力のほうをその節はいただきたく思いますのでよろしくお申し上げます。

以上でございます。

委員長（服部脩二君）ほかに質疑はありませんか。渡辺委員。

委員（渡辺豊子君）そしたら次、13ページの児童福祉総務費の民間保育所等助成事業なんですけど、1,181万1,000円減額なんですけれども、委託料が3,062万1,000円減額で、施設型給付費が1,881万円増額になっているんですけれども、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）まず、概要ということでお知らせさせていただきます。

委託費につきましては、保育所という部分に対しての給付費になってございます。そもそも具体的に申し上げましたら、アトム共同保育園であるとか、つばさ共同保育園、すみれ保育園、また他市の保育園に対しての委託という形になってございます。この委託に関しましては、今、大きくはすみれ保育園さんの部分になってきます。歳出におきまして、当初予算を見込んでおりましたとき

に、90名定員ということになってございましたので、最大90名、それプラスアルファで予算の伸びしろと言ったら語弊があるかもしれませんが、120%の108人までは施設規模的には保育が可能ということになってございましたので、最大限に近いぐらいの予算枠をとってございましたけれども、実際のところは大体70から80というぐらいの入所児童ということの推移できてございましたので、予算との乖離が生じたというところでございます。

次に、施設型給付費につきましては、もともとこちら認定こども園をメインに考えております。これは扶助費という扱いになってございますけれども、大きくは町内でおきましたら、さくらこども園というところが対象になってきます。当初の予算の見込みにおきましては、他市におけるその認定こども園への入所というのも一定見込んでおったんですけれども、実際年度を経過するに当たりまして、そのさくらとそれ以外の認定こども園以外に、そこから5つほど他市に通われる町内の子どもがふえてきたというようなところがございました。まず、その施設給付費につきましては、そういった点におきまして当初見込みよりもふえるような形になったものでございます。

それプラスアルファで、今回の補正予算で理由として挙げさせていただいておりますけれども、それぞれ保育所と施設型給付費を払う認定こども園につきましても、今回、国家公務員の人事院勧告に伴う給与改定に準じた引き上げということで、公定価格そのものが引き上げられてございます。この処遇改善に充てるものにつきまして、今回の費用というものが公定価格の見直しで引き上げられたことによりまして、こういった要素も全て勘案しまして、歳出の見込み、それと収入金の見込みというものをこのタイミングで計算させていただいたときに、委託費のほうは減って給付費についてはふえる。入のほうでも、子どものための教育保育給付費負担金というところにも影響が出ましたので、合わせて補正予算として上げさせていただいているというところでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） ちょっと、大きな額の増減というところで質問させていただきました。

すみれにつきましては、入所児童数が予定より少なかったというところですね。今、すみれのほうは、ちゃんと順調に保育のほうはできているのでしょうか。

委員長（服部脩二君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 現状におきましては、保育、4月当初から夏に向けていろいろ課題というものがございましたけれども、これにつきまして随時改善を求めていくということで対応してございましたし、それ以降も、ここでちょっと詳しくは申し上げられませんが、保護者の方であるとか、それ以外のところからいただくような苦情とかも含めまして、泉佐野市の広域福祉課とともに、定期的な監査と随時抜き打ち監査みたいなような形で対応をしてございまして、今のところは大きな混乱というのは確認はできておりませんが、引き続き指導監督が必要な部分もございまして、適正な保育運営を行えるように、委託を行っている町としましても、引き続き注意していきたいと思っております。

以上です。

委員長（服部脩二君） 田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君） 民間保育所運営委託料のほうで3,000万円減額というところで、これは非常に大きいというようなイメージで、それがすみれというようなイメージになってあるかと思うんですけれども、それが今までいろんなことがあったところも含めてみたいなイメージになるかと思うんです。

そうではなくて、もともとすみれ保育園も、ほかの民間保育所もそうですが、基本的には認可定数がございまして、これにプラスアルファの形で計上しておると。これは、もちろん国の補助基準面積を満たした上で、定数よりも多く受け入れることが可能であれば、そういう状況になれば受け入れていただけるようにということの備えとして予算措置しておるというところでございます。これはすみれに限ったことではございません。

もう1点、すみれは28年度、初めての年でございますので、より安全パイを設けたようなところもあろうかと思えます。そういった意味では、実績に合わせたという部分が基本的にはあるというところがございます。ただし、先ほどいろんなところが起こったというところもございます。そこは引き続き、我々もキャッチボールしながら進めておるというところがございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。また、しっかりと管理というか、監督というか、指導のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、施設型給付費のほうは、認定こども園というところでさくら保育園のほうに給付されたというところの話かと思うんですけども、そしてまた認可によります処遇改善というお話もあったんですけども、その保育士というのは本当に大変なお仕事の中で、やっぱり事業のほうでも募集しても保育士がなかなか見つからないというお話がありました。その中で、処遇改善をやっぱりしていけないといけないというところのものかと思うんですけども、この中で処遇改善に当たる金額というのはどの程度あるんですか。

委員長（服部脩二君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 今現状なんですけれども、最近、公定価格の見直しの部分が出されました。もともと予算につきましては、28年度の国の3次補正で決まったものでございますけれども、これを、今、算定してございます。3月中に支払うように努めておりますけれども、ちょっと全てのものがそろっておらないんですけれども、処遇改善部分の加算につきましては、おおむね600万円から700万円ぐらいの上積み、これは全ての施設というのでご理解いただきたいと思ひます。ここの保育所が何百万円というわけではなくて、総じて700万円から800万円ぐらいになろうかなという試算を立ててございます。

ですので、それぞれの保育所に行き渡る部分につきましては、それぞれの保育所の規模、または保育士の数であるとか勤続年数であるとかというところでパーセンテージを加算率として計算してございますので、当然その部分に渡った部分につきましては、その保育所の保育士の処遇改善、これは一時金というような形をとることになろうかと思うんですけども、間に合えば3月の給料に合わせてプラスアルファ支払われるというような形になろうかと考えてございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。その施設に、その給付が渡ったときに、それがちゃんと保育士のほうの給与にちゃんと手当てされますように、その辺のところの指導もよろしくお願ひしておきます。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） 先ほど、渡辺委員のほうから、民間保育所運営委託料の減額補正のところについて質問があったんですが、それに関してはもともと予算をかなり余裕をもって取っているんで、必ずしもすみれの児童数減がそのままここに反映されているわけではないという説明であったんですが、現実問題として、すみれ保育園の新年度の運営が気になるころではあるんですが、平成28年度の4月のスタート時点での入所児童数と、そして新年度の入所見込み児童数というのがわかりましたらお教え願ひたいんですが。

委員長（服部脩二君） 阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君） 今年度の当初につきましては、大体60名程度でございました。今、予定では85人程度の児童の入所の、これはまだ最終決定ではございませんけれども、今そういった状態になってございます。

委員長（服部脩二君） 坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君） わかりました。

そうしますと、たしかあそこは定員90名でしたかね。ですから85名の入所予定だということで、保育所の運営に支障を来すようなそういう状態にはなっていないということの理解でよろしいです

か。

委員長（服部脩二君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）支障を来すというか、保育士の数につきましては、最近も確認はしたんですけども、運営上、最低必要人数は確保できておることになりますけれども、保育所というのは、月を追うごとに入所児童がふえていくということもございますので、その辺のスタートはいけても途中でだめになるのかということはないように、こちらも保育所のほうで人材確保等もやっていかないといけないと思っております。

かつ、その月、その月ごとに、保育所、入所の申し込みがあったときにおいても、保育所のほうに受け入れが可能かどうかというのは逐次確認をしておりますので、無理な受け入れというものは町としても委託はできませんので、そのあたりは注意してやっていきたいと思っております。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）わかりました。

年度途中で保育士がかなりばたばたとやめられるというふうなことがあったというのを聞いておりますので、ぎりぎりのところは現在確保できているけれども、今後、保育士を安定的に確保できるかどうかという点で、どうもお話を聞いていると若干不安要因もあるようですので、ぜひその辺は町としてもサポートしていただきたいと思うんですが、民間保育所同士での、あるいは公立保育所を含めたその保育所全体としての連携というのは、その辺はどうなっていますか。

委員長（服部脩二君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）各保育所ごとでの人材の交流というものですかね。その分については、特にやっております。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）人材の交流とかそういう意味ではなくて、保育所を運営するに当たっての所長同士の交流とかそういうことで、以前からあったというふうには聞いているんですけども、公立と民間の双方の所長さんが集まっての保育所運営に関する交流とか、そういったことはやられているのでしょうか。

委員長（服部脩二君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）大体、年に最低2回程度は必ず、公民所長会というものを開いて、現状における課題であるとか、町立も含めて今後の熊取町の保育をどういうふうにやっていくかというふうな議論というのはその中で交わされてございます。また、それぞれの保育所、特に民間におきましては民間同士での改善点、今悩んでいるようなところというところを話し合ったりとか、ざっくばらんに話し合う場というのはございます。

あと、つけ加えましたら、先ほどもすみれの話が出たんですけども、すみれ保育園につきましても、熊取町、私、直接なんですけれども、ほかの保育所の運営のこととかを知りたいんでということちょっと紹介してくれませんかというような話がございましたので、特に長くやられておりますアトム、つばさを運営されておるアトム共同福祉会にお願いしまして、永楽福祉会が運営に当たりますってちょっと参考にさせていただきたいということの申し入れがあったということで、それは個別にお話しいただいたり意見交換をしたりというような場面をつくったということもございました。

以上です。

委員長（服部脩二君）坂上巳生男委員。

委員（坂上巳生男君）はい、ありがとうございます。

公民の所長会もさることながら、やはり公立と違った民間保育所特有の大変さもあると思いますので、もう既に長く民間保育所を運営しているアトムなり、あるいはさくらの場合は認定こども園ということで事情はちょっと変わりますけれども、これまで先行して運営されている保育所のそういう蓄積したものがきちんと交流されて活用できるように、また町としてもサポートをぜひお願い

したいと思います。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） 14、15ページで、塵芥処理費の環境センター運営事業ですけれども、需用費が1,566万円減額。減額になることはいいことかと思うんですが、修繕料1,026万円減額、ちょっとこの辺のところを、なぜ減額になったのかというところをご説明お願いしたいと思います。

委員長（服部脩二君） 堀口環境センター所長。

環境センター所長（堀口卓也君） 修繕料の減額についてご質問をいただきました。

環境センターのほうの修繕料につきましては、経常的なものでいただいているものと、それから臨時的に長期の補修計画の中で実施していくものとしてご予算をいただいているもの、この2種類がございます。この中で、本年度の臨時的経費の中の予算の中で、誘引送風機の更新、それから固化物バンカの更新、この2つを本年度実施してございます。

その中で、この減額の要因になりましたのは、固化物バンカのほうの整備業務の中で、この固化物バンカはどういうものかと申しますと、最終的な焼却灰に薬剤をまぜまして、養生した後にバンカという受け皿、そこにためましてトラックで受けてストックヤードのほうに運ぶというようなことをするんですけれども、開所当時からずっと使っているバンカでございまして、薬剤もまぜるところもございまして、非常に腐食等が激しくて、現在の計画では平成43年まで環境センターのほうで使うようになっておるんですけれども、そこまではとてももたないというところで、計画的に今回更新の修繕のほうをさせていただきました。これは取りかえでございまして。

当初の予算におきましては、当然うちの環境センターの設備として当初あった形の設計内容で見積もりをいただいております、それが2,800万円ぐらいのご予算をいただいていたんですけれども、現実やる際にいたしまして、その薬剤をまぜる工程においてコンベアーの上を養生しながら流れてまいります。最初に、そのホップの中にサブホップという、まず一旦ためる部分がございます、それでさらに養生させてそれをあけた上で本体のホップに落とすと、またサブホップと閉めると、またそこに徐々にサブホップのほうに入ってくると、こういうふうな設計になっておったんですけれども、現在の運用の中では、薬剤をまぜた養生につきましてコンベアーの中で運んでくる期間で十分に済んでおるものがございまして。サブホップは要らないんでないかというところを、施工元であります荏原製作所のほうと相談いたしまして、その辺を設計の効率化をいたしまして、今回このサブホップにつきまして廃止いたしました。それで、非常に経費のほうを安く上げることができたということで、こちらのほうで約1,000万円の減額のほうが可能になったということでございます。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。丁寧なご説明ありがとうございます。そういうふうに業者さんとしてしっかりと、当初の見積もりでそのまま事業にいくんじゃなくて、しっかり節減できるところは見直しもしたというところで1,000万円ほど減額できたというところ、よくわかりました。ありがとうございます。

もう一つ、その下の道路維持事業のところなんですけど、この分につきましても道路維持事業としては6,100万円減額というところで、永楽橋の未執行というところの説明があったかと思うんですが、未執行になった理由をちょっと教えていただけますか。

委員長（服部脩二君） 白川道路課長。

道路課長（白川文昭君） 大きくは社会資本整備総合交付金、国からの補助金を活用しながら進めておるもので、その交付金が減額したことによる未執行となったものですが、永楽橋につきましては、本町の橋梁につきましては5年ごとに点検実施をしているところで、その中で早急に修繕が必要なものというところは今のところございません。そんな中で、新たに永楽橋を先送りさせていただいて、違う事業を優先的にしたというところがございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、永楽橋の橋梁工事はいつ、29年度を予定しているんですか。社会資本整備総合交付金を取りつけないかもしれませんが、計画的にはどういうふうにご考えておられるんですか。

委員長（服部脩二君） 白川道路課長。

道路課長（白川文昭君） 当時、前回点検させていただきましたのが平成24年度、29年度につきましては、新たに5年ごとの点検を実施する予定でございます。その時点で、また改めて優先順位がつくものと考えてございます。

永楽橋につきましては、その当時、計画的に修繕が必要としたものですが、その後、昨年度、過去から優先順位が本来高い要望もありました住吉川の大阪府の河川整備計画が策定されまして、それに基づきまして、現在は煉瓦館の前の紺屋上橋を優先させながら進めているところで、来年度につきましては詳細設計業務を予定しております。今年度、次年度につきましては、工事としましては高田の楠木橋を予定しております。永楽橋につきましてはちょっと優先順位を後ろに下げまして、紺屋上橋、それから暫定で供用開始しております駅周辺の向田橋の詳細設計を現在最優先で取り組んでいくという予定としてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） その計画書というのは、5年ごとの見直しということで、またもう一度作成するところ、いつ作成するんですか。今説明があったんですかね。

委員長（服部脩二君） 白川道路課長。

道路課長（白川文昭君） 計画につきましては、前回は24年度に点検を実施しまして、これは道路法のほうで義務づけられた点検でございまして、5年ごと、29年度の点検を現在予定してございます。修繕計画なんですけれども、その点検の状況を見まして29年度中に実施を予定しているんですが、実は全国的に一気に橋梁点検というのが実施されますので、実際その計画策定まで29年度で行えるかどうかというのは、今現在検討しているところです。

すみません、点検については、29年度は実施させていただきます。5年ごとの点検が義務づけられておりますので、計画策定につきましては、府下においても29年度に一気に多くの市町村が実施をされるという中、どこまで発注元、受託業者ができるかどうかという、今ちょっとそういう情報が大阪府のほうで回ってきてございますので、計画策定までたどり着けるかどうかというのは、今、各方面と協議しているところです。

以上です。

委員長（服部脩二君） 渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） わかりました。そしたら、一応29年度には点検をするというところで、点検した結果というものは、またご報告等いただけるというところですかね。

委員長（服部脩二君） 白川道路課長。

道路課長（白川文昭君） はい、点検実施した後にはお示しさせていただく予定としてございます。

以上です。

委員長（服部脩二君） ほかに質疑はありませんか。最後に、渡辺委員。

委員（渡辺豊子君） ちょっと聞くだけですけれども、11ページの土地売払収入290万5,000円、どこの土地の売り払い分なのか、収入ですね、売ったのか、ちょっと教えてください。

委員長（服部脩二君） 白川道路課長。

道路課長（白川文昭君） 土地売払収入につきましては、里道、水路等の法定外公共物の町有財産の払い下げによるものなんですけれども、場所は7件、11筆の売り払いがあったものなのですが、主に水路敷、未利用となりました水路敷、耕作地がなくなっていくことによって未利用となった水路敷等の払い下げを主に行ったものでございます。

以上です。

委員長（服部脩二君）質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第14号 平成28年度熊取町一般会計補正予算（第5号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（服部脩二君）以上で、本委員会に付託されました案件の審議は全て終了いたしました。

これで、総務文教常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時22分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

総務文教常任委員会委員長

服部脩二

事業厚生常任委員会

## 事業厚生常任委員会

月 日 平成29年3月1日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員長	江川慶子	副委員長	佐古員規
	委員	重光俊則	委員	浦川佳浩
	委員	鱧谷陽子	委員	二見裕子
	委員	矢野正憲		

欠席委員 なし

説明員	健康福祉部長	小山高宏	健康福祉部理事	山本雅隆
	保険年金課長	野津博美		

事務局	局長	阪上清隆	書記	阪上章
-----	----	------	----	-----

### 付議審査事件

請願第1号 「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」の閉会中の継続審査について

委員長（江川慶子君）皆さん、こんにちは。本日は、平成28年12月定例会において閉会中の継続審査となりました請願第1号の審査のため、ご参集いただきました。審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようご協力をお願いいたします。

本日の委員会には、関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「13時31分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。

それでは、継続審査事件の請願第1号 「国民健康保険・都道府県化の大阪方式を中止すること等を求める請願」についての議事に入ります。

本請願の継続審査の理由につきましては、12月13日に開催されました本委員会において、大阪府からの情報が非常に少ないということで継続審査になりましたが、去る2月24日に、健康福祉部から、2月17日開催の第7回大阪府市町村国民健康保険広域化調整会議の資料について説明いただきました。その際、本件に関し、会派ごとに質問事項を集約することとなり、3会派から質問事項を提出いただいておりますので、順次質問を行っていただきます。よろしいですか。

まず、未来から、浦川委員。

委員（浦川佳浩君）それでは、会派未来から質問を3点挙げさせていただきましたので、それについて、順次答弁いただきたいと思えます。

まず、1点目の市町村別一人当たりの保険料における平準化、これ、いただいた資料をもとに質問させていただきますが、熊取町は保険料が高い。大阪府の中でも非常に高いかと思うんですけども、平準化された場合に、ほかに熊取町よりも高い守口市であったり、同様に高い田尻町それから大阪狭山市など平準化された場合とされない場合の、この資料に基づいてなんですけど、熊取町は平準化された場合、平成28年度の保険料の収納必要額が15万8,642円、これが14万2,414円、差額として1万6,228円となっております。守口市なんかを例にとった場合に、同様に平成28年度の保険料が16万8,976円、熊取町よりも多い金額ですけども、平準化された場合に12万4,862円となっております。4万4,000円減額というような形になっています。

ここまで熊取町と守口市を比較した場合に、なぜこれだけ多いのかということについて、ご質問させていただきました。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）それでは、ただいま浦川委員からご質問いただきました市町村別一人当たり保険料における平準化の資料によりということで、お答えさせていただきます。

今、前回お手元にお持ちいただいております粗い試算の分ですけれども、こちらにつきましては、前回も少しご説明はさせていただいたんですが、まず、平成28年度の数値として挙げられております現行制度による平成28年度の保険料、収納必要額という金額と平成29年度の数値の比較で、なぜ差が大きいのかということをおっしゃっていただいたかと思うんですけれども、こちらにつきましては、資料のほう、前回お持ちいただいております平成29年度の仮試算結果の主な算定条件という資料があったかと思うんですが、そちらのほうの一番下の段の備考の欄に米印で挙げられております「市町村ごとに見込み方が異なるため「実情とのかい離」や「不公平である」との指摘もあり、今後は決算ベースで算定される方向で検討されている」というふうなことで……。

委員長（江川慶子君）どの資料の米印ですか、ちょっと見せていただけますか。

保険年金課長（野津博美君）平成29年度仮試算結果の主な算定条件。

委員長（江川慶子君）これですか。

保険年金課長（野津博美君）そうですね。はい、そちらですね。その……。

委員長（江川慶子君）この資料ね、3枚目の裏ですね。

保険年金課長（野津博美君）はい。その備考欄の一番最終のところですけれども、そちらに米印あるかと思いますが、そちらでも書かれておりますとおり、各市町村こちらにつきましては予算ベースでということで見込むようにという指示があったんですけれども、各市町村によりまして、その数値についてはばらつきがあるということですので、こちらは一定の基準で積算された数値ではないということですので、ほかの団体がここに報告している数値自体がどういった根拠で出されている数値かわからないという今の段階の中では、ちょっとこちらのほうについてはどういった数値を報告をもって比較しているかわからないというのが、すみません、お答えとなってしまいます。

以上でございます。

委員長（江川慶子君）よろしいですか、浦川委員。

委員（浦川佳浩君）まだ、ほかの自治体がどういう状態を出してきているのかというところがわからないので、熊取町と守口市の差についてもちょっとわからないというような、大きく言うとそういう答弁だったかと思います。

大阪府自体もまだ決めかねているという部分が非常に多い中での質問となりますので、まだ現状ではいたし方ないのかなというふうに思います。

それでは、2つ目の質問にいてもいいんですか。

委員長（江川慶子君）はい、どうぞ。

委員（浦川佳浩君）では、3点挙げたうちの2つ目の質問に上がらせていただきます。

今回、そもそもは、請願をいただいたことによって、これをどうするかというところから始まったかと思うんです。そのときの請願をいただいた請願理由の中に、共同事業の交付金と共同事業の拠出金で最終的に熊取町は拠出超過になっており、それが最終的に住民の負担に重くのしかかっているのではないかというような請願をいただいています。

いろいろな資料を見ていく中で、熊取町のような拠出超過になっているような自治体は、最終的に大きな赤字を持っている自治体、例えば大阪市の部分を大きく負担しているから拠出超過になって、この状態はどうなのかというふうな請願をいただいていると思うんですが、これについてはどういう所見をお持ちなのか、ご答弁のほうをお願いします。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）そうしましたら、共同事業につきましてご説明させていただきます。

本日お手元にお配りさせていただいているんですけれども、共同事業交付金及び拠出金の収支についてという参考資料で、お手元にお配りしているものがあるかと思えますけれども、こちらをごらんいただきたいと思えます。

こちら、平成23年度から平成28年度、28年度は見込みになりますけれども、共同事業に係ります高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業のそれぞれについての拠出と交付金、あと国からの補助等につきまして挙げさせていただいております。26年度、27年度をごらんいただきますと、今浦川委員もおっしゃっていただきましたとおり、最終的にはマイナスとはなっておりますけれども、28年度につきましては、今見込んでおります分につきましては、激変緩和措置の4,000万円と、あと参考として挙げております調整交付金の1億2,000万円につきましては、今の段階は大きな見込みになっておりますけれども、見込みという形で入れさせていただいている中でも、今回医療費が大きく高額のほうで特に伸びているということで、最終的な収支としては、およそ2,500万円程度収支黒字になるような見込みとなっております。

ですので、今回、28年度におきましては、保険の保険という制度ということで今までもご説明させていただいていたんですけれども、そういった形で保険が使われて、熊取町のほう、収支が安定するほうに向けて保険が使われてきたということが今回示されておりますので、ご理解いただきたいと思えます。お願いいたします。

委員長（江川慶子君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）共同事業の収支というところで、平成26年度はマイナス約320万円で、平成27年度はマイナス460万円、28年度の見込みとしてはプラスの2,500万円というような資料をいただきました。これは熊取町だけの部分で言っていますんで、ほかの自治体との絡みというか、大阪市の分をちょっと熊取町が負担しているんじゃないかというような、そういった主権的というか、そういう受け皿になっているのではないかということには、どうなんでしょうか。該当する、該当しない、どっちのお考えなんでしょうか、これは。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）いつも、そのあたりが議論の中心になってきておるんですけれども、我々とすれば、これはあくまでも保険の保険という制度であって、なくてはならないものやと、保険財政を安定したものにするためにはなくてはならない制度やという認識ということになります。結果的に、収支が赤字になれば、その分が黒字になるところにお金が回っているというのは結果論としては言われるんですけれども、我々とすれば、やはり保険の財政というのは、かなり毎年波がございますので、それを平準化するためにはもうなくてはならない制度であって、今回特にごらんいただきたいのは、高額医療のところなんかごらんいただくとすごくよくわかるんですけれども、高額医療の共同事業で交付金、これは保険をかけたことによってもらえるお金なんですけれども、これが、27年度と比べまして28年度はかなり伸びておるというのが、これ見てとれます。27年度、高額の高額医療費、熊取町がかなり高騰したということで、その分が28年度に結果として多くもらえているというのがこの表からも見てとれると。つまり、保険制度が、我々思っておるように働いておるといふ一つのあかしというか、見てとれる部分ではないのかなというふうに思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）浦川委員。

委員（浦川佳浩君）なかなか、ちょっと質問のお答えという形にはなっていないかと思うんですけれども、いわゆる保険の保険なので多い年もあるれば少ない年もあるといったようなことで、28年度に関しては、熊取町の医療費が膨らんだので交付金をたくさんいただいたといったような答弁をいただいたかと思うんですけれども、なかなかほかの自治体との関係まではわからないというのが正直なところ、今現時点ではわからないというのがお答えだと思います。

では、3つ目の質問にいきたいと思えます。

同じように、請願の中に収納率の格差、熊取町は非常によく頑張らせていただいております、住

民の方も一生懸命頑張って納付していただいて、非常に高い収納率を誇っているかと思います。

そんな中で、このいただいた資料の中の標準的な収納率、いろいろインセンティブについて書かれている表があったかと思うんですけども、4枚目ですか、この中で熊取町は平成27年度の実質収納率が94.74%、その表の見方自体がちょっとよくわからないので適正かどうかわからないんですが、基準収納率が89.90%ということになっていまして、これでいくと熊取町はもう既に89.90%を上回っていますんでクリアしているというふうにも見られるんですけども、このクリアした分、約5%近い分というのはどういう扱いになるのか、熊取町として独自に使っていいのか、それとも全額府のほうに出すものなのか。この扱いについて、すみません、説明をお願いします。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）それでは、標準的な収納率につきまして、ご説明させていただきます。

今、資料をごらんいただいているかと思うんですけども、浦川委員おっしゃっていただきましたとおり、実収納率といいますのが、各市町村の過去3年をもとにはじき出された数値になっております。直近の数値が一番高ければその数値を、直近の数値が一番高いものでなければ、過去3年間で一番高いものと直近の数値とを足して2で割った数値がこの数値となっております。

そうしまして次に、基準収納率というのが、熊取町ですと89.9%と示されておりますけれども、こちらにつきましては、団体の規模別にこちらのほうを算定されておまして、こちら、規模区分という欄が左から3番目にあるかと思いますが、被保険者が10万人以上の団体、5万人以上の団体、1万人以上の団体、1万人未満の団体という4つの区分で分けられております。そちらのほう、熊取町は1万人以上の団体に属しておりますので、1万人以上の団体の調定額を分母にしまして、その団体のそれぞれの収納額を分子としまして収納率というものを求めておまして、こちらが基準収納率となっておりますけれども、こちら、上のところの「基準収納率」の下に「▲1.0%」と書かれておりますとおり、今回マイナス1%とマイナス5%と示されておりますが、今申し上げました基準収納額の求め方で求めた分と言いますのが、計算しますと90.90%となります。そこから1%マイナスしたものと89.9%、0.5%マイナスしたものと90.4%の2つの数値が示されているものです。それで、熊取町で申し上げますと、実収納率と基準収納率、横でいきますと94.74%と89.90%の差を求めまして、インセンティブ2分の1ということであれば、その差を2分の1しまして上乗せされたものが左側の92.3%という数値であらわされているものになります。この欄で見ますと、熊取町は、92.32%を上回った分については熊取町の収入として独自で使うことができるというふうなインセンティブが働くというふうな見方をしていただければと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）今に対して関連質問ございますか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）浦川委員の質問の中で、先ほど2%ぐらいインセンティブが働くというふうな形で、自由に使ってくださいという表現やったんですが、それはどういう意味なんですか。例えば92.32%の分しか大阪府にお金を払わなくていいというふうな意味合いなんですか。どういうことなんですか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今、矢野委員おっしゃっていただきましたように、92.32%で事業費納付金ということで熊取町が大阪府に納めるお金を算出しておりますので、これはまだあくまでも仮の数値になりまして、これが将来使われるわけではないんですけども、今示されている額でいきますと92.32%分を大阪府に納めれば、それ以上もし収納率を確保している分については熊取町で独自の財源として手元に置いておいて、自由に使えるというところまでは今の段階でお話することかどうかはちょっと差し控えさせていただきたいんですけども、ある一定の保険事業等には使うということとはできるというふうな確認はとっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにございませんか。

なければ、次に入ってよろしいですか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

じゃ、次に、共産党の鱧谷委員からお願いします。

委員(鱧谷陽子君) 激変緩和措置の金額を、平成23年度決算から平成28年度までの見込みまでということで要求させていただいたんですけれども、この資料を見ますと、一番下に出ているのがその額になるんですね。激変緩和措置というのは、23年度から、30万円超える額から、それから今度は1円を超える額というふうな形で変わってきてはいると思うんですけれども、一元化から、すごくお金が、府のあれを含めた拠出金というのがすごく低くなってきているんですけれども、所得割が入ってきたということで激変緩和措置が少なくなってきてしまっている、拠出金が多くなってしまっているということはないんでしょうか。

委員長(江川慶子君) 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) 今おっしゃっていただいたのは、激変緩和措置、今お配りの表ではCと書いているところ、激変緩和措置(収入)、この額がいわゆる激変緩和措置の金額でございます。ここをごらんいただきたいんですけれども、これ、23年度からというご要望でございました。これは、恐らく23年度に、このもともとある共同安定化事業の算定基準に、いわゆる所得割を入れたから23年度から激変緩和措置というのがとられるようになったんです。そういったことで、ご要望のほうも23年度からあえて数値をというご要望やったのかなと思っております。平成23年度、1,700万円の数字が少しずつ緩やかに落ちておると、これはやはり激変緩和でございますので、ずっとその額が維持されるというわけではなくて、これも幾らかの率で下がっていくような激変緩和になっております。

それから、先ほど鱧谷委員のほうからお話のありました一元化という分の、今度は激変緩和が27年度から始まっております。所得割に対して入ったことに対する激変緩和というのが26年度で終了して、それに取りかわって、27年度から一元化に伴う激変緩和が取り入れられたというのがこの表の見方でございます。激変緩和は、もうまさに言葉のとおりで激変を緩和するので、ずっとそのままというわけにはこれまいませんので、年を追うたびにそれが縮小されていくというのが通常の流れになっております。

それから、あと、この共同事業は、実はというか、もうご存じのとおり、29年度、本年度でもって終了、30年度からは共同運営、都道府県化ということになりますので、この激変緩和も当然そこで制度そのものが終了ということになってございます。

以上です。

委員長(江川慶子君) 鱧谷委員。

委員(鱧谷陽子君) 所得割が入ってきたことで拠出金をはね上がって行って、拠出金の緩和措置をされても、拠出金が上回って行ってしまっていると、マイナスの数字がふえてきて行ってしまっているというふうなこと。28年度のこの数字がプラスになっているというところ辺は、拠出金が減っているということなんですか、ちょっとその辺が。

委員長(江川慶子君) 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事(山本雅隆君) 所得割が取り入れられたのは、所得割があるというのは、そもそも所得に応じたご負担をという一番原則のところ立ち返ったというところでございまして、決して特殊なことをやっておるというわけではございません。決まり事の中で決まったやり方をさせていただいておるということでございます。

それから、今の表の見方なんですけれども、この表は、共同事業というのは2本立てになっているというのはご存じやと思うんですけれども、上のほうがいわゆる80万円を超える高額の部分、それから、その下の段が80万円までの部分という2本立ての表になっております。それから、この共同事業、高額にせよ共同安定化にせよ、この事業を実施することに伴って、高額のほうには国と府から負担金が入られるという制度になっております。それから、下の共同安定化のほうは、これ

はもう自分たちでやるわけなんですけれども、制度を変えたことによる激変の緩和については、大阪府が調整交付金のほうをもって措置をするということになっております。

それら全て、この制度を行っておるということに伴って生じる収支を全て総合計いたしまして、下のところで共同事業の収支差というものを、一番下のところに合計差し引きしたものを上げさせていただいております。これをごらんいただければおわかりと思うんですけれども、23年度から25年度までは2,000万円から3,000万円の黒字になっております。それから、26、27年度は300万円あるいは400万円のマイナス、そして今年度の見込みとしては2,500万円の黒字になっておると、制度としては保険の保険と、もちろん国・府の負担金なり激変緩和は投入されておりますけれども、その分を含めて、この制度としては、熊取町は、今のところは黒字の基調が続いておるといような現状でございます。

以上です。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）80万円以下までの部分については変わらないという感じなんですけれども、1件80万円超えのところについては、高額医療については黒字になっているということは、これはかかっている方よりも交付金のほうが多かったということか、そういうことがあるわけですか。

委員長（江川慶子君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、これ、大阪府という大きなお鍋の中に全部入れた上で計算されますので、なかなかどうなっているというのは説明しづらいんですけれども、医療費がどれだけかかったかに応じて、かかった額の基本的に59%をもらえるという制度になっておりますので、やはり交付金が多いというのは医療費がたくさんかかっているということでございます。拠出金のほうは、それはさっきも言いました大きなお鍋の中に全部入れますので、そこで計算されて、それぞれの案分方法によって案分されたものをお支払いしているということになります。

以上です。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ということは、80万円以上の分についてはもう共同化されてしまっているというふうに考えられるということなんですか、そうでもないですよ。ここ、熊取町で80万円使った分に対して交付金されているということですよ。

委員長（江川慶子君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）共同事業は、そもそもみんなでもう既にやっています。やっていて、それぞれの市町村でかかった医療費は何ぼですかという数字を全部、大阪府の国保連のほうに数字を上げています。そこで上げた数字の59%をその都度その都度もらっているということですので、ある意味、これはもう共同でやっている、みんなで行っているという事業になります。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ということは、30年度からは1円から80万円までのお金もそういうふうな形でされていくということなんですけれども、ということは今問題にしなくてはいけないのは、共同事業にもうされている部分ではなくて、現在共同安定化事業の中でこれだけのマイナスが出ているということが問題じゃないかなというふうに思うんです。こういうふうな共同化された部分と、それからそれがまだなっていない部分と一緒にしてしまっただけで黒字になりますよと言われても、何かちょっと、えっという感じがするんですが、その辺はおかしくはないですか。

委員長（江川慶子君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）何とご説明したらええのかあれなんですけれども、共同で行っている事業というのは、まず2本立てで行っているというのはいくらも出てきていると思うんです。2つとも基本は一緒なんです。みんなで行きましょうという考え方は一緒で、金額が80万円を境に上か下かというだけの話なんです。やり方も基本的に一緒で、かかった医療費の59%をもらいましょうという話。それで、共同で行っているというだけの話なんです。

そこで、恐らく鯉谷委員のおっしゃりたいのは、下の段の共同安定化事業のところで、今回の一元化に伴って、もらう分と払う分と収支差がマイナスになっているやんということをおっしゃりたいんやと思うんですけども、そもそも共同事業というのは2本立てなんやけれども、いけば同じ事業なんで、熊取町がこちらのほうは収支差が赤になるから嫌や、こちらのほうは黒字やからもうとくとくというわけにはこれいきませんので、やはり大阪府と一緒にやりましょうと決めてやっているものなんで、これはもう一本の制度というふうにお考えいただきたいと思います。

ここの部分だけは赤字幅が出ているさかいに熊取町は要りませんという、そういったことはちょっと言えませんので、あえてこの表2つ分けて表示した上で、総トータルで、高額もそれから共同安定化もあわせて、そして国・府からの負担金もあわせて、そして、熊取町の国保財政に与える影響はどんなんですかというのがわかる表にしております。熊取町の国保財政に与える影響というのは、一番下の総合計の数字やというふうにごらんいただきたいと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）1つ目の質問は、それでよろしいですか。

じゃ、2つ目に。鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）2つ目としまして、職業別の階層別の被保険者数と滞納世帯数ということをお願いしていたんですけども、資料をいただいているんですけども、滞納世帯の所得階層というのが聞きたかったんですけども、それは出ないものなんでしょうか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）すみません、日常的にそういった数値を持っておりませんので、今回ご質問いただいてから、そういった資料を収集する時間がちょっとありませんので、今回お示しはできておりませんので、ご了解ください。

以上です。

委員長（江川慶子君）鯉谷委員。

委員（鯉谷陽子君）所得別階層見ていただいても、本当に、世帯数の中で100万円以下の方がどれだけ多いかというのがすごくよくわかると思うんです。その中で、毎年保険料が上がり、それから限度額が上がり、払えないような状況になってきているという中で、今回統一がされて、熊取町は保険料は下がるとなっておりますけれども、あと36自治体ですか、下がらないところが、たくさんところがほんまに高額に上がっていく。その中でどんなふうになっていくんだらうかという不安を覚えるんですけども、滞納者世帯も781世帯あるということで、その中で、94%の方がお金を何とか工面して今頑張っているというふうなことやと思うんですけども、本当に払えるような制度改正を何とかしてもらわないと、これ、このまま統一されると大変なことが起こるのではないかという危惧を持っております。

だから、ぜひとも今までどおり、都道府県化をするのではなく、各自治体で実情に応じた国保ということを考えていただきたいと思っているんですが、またその辺は難しいことだとは思いますが、ぜひとも、これ以上どこをどう考えても払えない人がふえてくるという思いで、今、数字を見させていただいております。

委員長（江川慶子君）関連の質問ございますか。なければ、よろしいですか。

次に、新政クラブから、矢野委員、よろしくお願ひします。

委員（矢野正憲君）資料の1ページ目に、今後の算定スケジュールというふうなところがあるんですが、

委員長（江川慶子君）スケジュールですか。

委員（矢野正憲君）国からの公費の拡充の考え方を提示されるというふうなところが、今年度の夏ですか、29年度の夏に提示をされるというふうなことになっていて、ページをめくっていただいて、新制度のイメージというふうなことで、大阪府内の医療給付費、これが①とついていて、②が公費と前期高齢者の交付金、③として事業費の納付金の総額というふうな形になっておるんですが、新聞等でいろいろと見ておりますと、激変緩和のために1,700億円とかというふうな数字が出ていまし

たが、現実的には300億円ぐらいが不足というふうなことも聞いておったりするんです。そういったものが、1,700億円、300億円不足というふうな形が今後のこの公費の拡充につながって、ここに式算書いていますが、③は①引く②というふうなことで、公費がしっかりと拡充をされると3番目が圧縮をされるというふうなことになるれば、大阪府内の43の市町村の保険料というのは今試算を出されているものよりも下がるような可能性があるんですか。それとも、公費が拡充をされると、前期高齢者の交付金というものが少なくなるというふうな形になるんですか。その辺はどうなんですか、その辺、ちょっと教えていただきたいと思っております。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）それでは、今、矢野委員からご質問いただきました件につきまして、ご説明させていただきます。

矢野委員おっしゃっていただいたとおり、今回の仮の試算の中には公費の投入というものは算定のもとには入れられておりませんので、おっしゃっていただくとおりのほうが加味されますと、全体の大阪府で保険料として集めなくてはいけない分というのは圧縮される方向には向きますので、今まで、それは算定されていない状態での試算だということですのでご理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）ということは、下がる可能性が大いにあるというふうに捉えていいんですね、その辺。

委員長（江川慶子君）山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）非常に難しいご質問であれなんですけれども、資料の3枚目の裏のほう、最初、課長の説明のときに米印をというところでごらんいただいた表なんですけれども、その表の下から3段目のところで、算入していない公費・経費ということで、公費として、今ご指摘のあった1,700億円、あるいは300億円マイナスというような話もございましたけれどもその公費の分だとか、それから激変緩和の話であったりだとか、それから前期高齢者の精算額、こういったものも含まれておりません。それから、いわゆる滞納分、過年度の収納額、これも見込まれていないということで、保険料の引き下げ方向に働く経費、歳入として新たに見込まないとあかんものが入っていないというのをもたくさん抱えております。ただ、逆に経費としては、都道府県の事務費だとか委託費だとか、そういったものは逆に経費としては見込まれていないというようなことも書かれておりますので、すみません、本当にもうこればかりはちょっとなかなか確定したことは言いづらいんですけれども、ここを見る限りは、恐らく算入されるであろうという公費とかそういったもののほうが多いのではないかなというふうに今思っておるところでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかにご質問ございませんか。関連でも結構です。

なければ、私のほうから、よろしいですか。

ここで、議事の都合により、一時進行を副委員長にお願いします。

副委員長（佐古員規君）委員長から指名がありましたので、一時、副委員長の私が議事を進行いたします。江川委員。

委員（江川慶子君）今回のこの請願、皆さん、お手元にあると思うんですが、1つ目が、大阪府が定める標準保険料率を一律に府下市町村に適用せず、各市町村が、地域の実情に応じ保険料を設定することを認めるということが、まず1つ。2つ目が、減免制度については、共通基準による統一をせず、各市町村が独自に設けることを認めること。また、独自の加入者への負担軽減策に対し、ペナルティーを科さないこと。これが2つ目ですね。3つ目が、保険料抑制を目的とした法定外繰り入れの解消を市町村に押しつけないこと。4つ目が、大阪府による国民健康保険会計への補助を回復

し、大幅に拡充すること。この4点が挙げられています。

それで、先日いただいた資料の中で私がちょっと気になっているのは、試算の意義・目的のところに主な試算条件のところに、「統一保険料率となるよう、市町村ごとの医療費水準は反映しない」、これ、統一保険料率となるように医療費水準を反映しないというところがちょっと気になっているところです。3枚の裏、平成29年度の仮試算結果の主な算定条件の中にも、上から、「項目」から2つ下のところ、医療費水準の反映係数は「 $\alpha = 0$ 」ということで、反映しないということが書かれてあります。

熊取町は、医療機関というのが公立がありません。産婦人科もない。それから、医療機関に行こうとすれば、交通機関を利用しないと病院には行けないという不利なところがあります。そういう部分では、反映しない保険料率の統一のためにそういった医療費水準、医療機関だとかそういった部分を反映しないのはいかなものかなと思っております。

それから、算定方式の中に公費が含まれていないので、まだ確定した金額ではないと。もう少し安く計算ができるかもしれないがまだわからないということなのですが、この下の、繰り入れをしないということをお大阪府が決めている中で、繰り入れがなかったものとして計算がされているということで、もし、繰り入れしている市町村、熊取町はほぼしていないんですが、繰り入れしているところは、それは市町村で決めてもいいのではないかとこの請願の趣旨ですよね。ですので、それは、大阪府統一になったとしても、保険者としては大阪府と熊取町という両方同じ保険者になるわけですので、熊取町の権限というものを住民の生活実態を見て判断するというか、そういう権限というのは熊取町にもあるというか持つべきだと思うんです。その辺はどのようにお考えなのか、お聞かせください。

副委員長（佐古員規君） 山本健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） 熊取町のほうに権限をというお話でございますが、すみません、立て板に水のお答えになってしまって本当に恐縮なんですけれども、もうこれ、27年の5月の法律改正で都道府県化というのが明言されてございます。そういった中でこれ動いている話でございますので、そこで熊取町が、言い方は適当かどうかかわからないですけれども独立するということは、これはもう不可能やお考え下さい。

それとあと、すみません、医療費水準の話なんですけれども、今ちょっと手元に数字の細かなものを持ってなくて申しわけないんですが、熊取町の医療費水準は平均を少し上回るあたりでおります。大阪府平均よりも高いという状況にございます。そういった状況にあって医療費水準を反映させるということになると、高い分、保険料をようさん払わなあかんと、べたべたな言い方ですけどもそうなる可能性があるということです。だからどうやねんという話にはなりますけれども、状況としてはそういう状況であるということでございます。

それから、あと減免の話でございますけれども、減免は共通基準で、しかも、この減免の原資は保険料より賄うというのが大阪府の考え方でございます。したがって、共通基準はやはり設けてもらわないと、もう言い方は悪いですけどもかなり緩いというか、言い方は適当かどうかかわからないですけども、減免をやっているところと、うちのように決まったやり方をやっているところでは、やはり差が生じてはこれは困りますので共通の基準を持ってやっていただくというのは、我々としてはやっていただきたいというふうに考えるものでございます。

それから、独自の負担軽減、つまり一般会計からの繰り入れのことを言われているのかなと思うんですけれども、これについては先ほど江川委員のおっしゃったとおり、熊取町はほとんどないと、おっしゃるとおりでございます。

これは、一般会計に頼るというのは、やはり国保という独立した特別会計で実施しておりますので、その会計の中で収支均衡を目指すというのは、これはもう当然のやり方でございますので、やはりそれは適当ではないというふうに考えております。それから、法定外の繰り入れの是非を考える中で、もう何回もこれは出ている話ですけども、国保というのは、加入者、町民の4分の1、

4分の3の方々、ほかの医療保険で、既にほかの医療保険に対して医療費をお支払いになっておられると、その方々の公費をさらに国保にだけ投入するというふうなこれは、やはりかなり慎重な議論が必要になろうかというふうに考えておるところでございます。

そういったところで、すみません、我々が請願に対してどうこう言う立場にはないんですけれども、これを見させていただく限りにおいては、そのような感想を持たざるを得ないというような状況でございます。

以上です。

副委員長（佐古員規君）江川委員。

委員（江川慶子君）独立というか、大阪府に統一国保になるのがいかんとか言うているわけじゃないんです。それは法律的にも決まっていることで、今後進んでいくことなんですが、ここで言われているのは統一のことではなくて、それ以上に、減免制度を大阪府下で統一するだとか、保険料率によってそういった医療水準を反映しないものでつくるだとか、繰り入れをしないことを決めること自体を決めないという、そこまで押しつけることに問題があるのではないかということを考えているわけで、都道府県化は国の流れなんでそれは一定理解しています。その上で、全国を比べてみて大阪府が率先してやろうとしている部分を中止を求める、これは請願だということです。この請願の意味ですよ。ですので、請願の趣旨については、一定、今ご説明いただいたことで一応理解が深まってきたところです。一応、意見として。

副委員長（佐古員規君）それでは、委員長のほうに、進行のほうをお返しします。

委員長（江川慶子君）それでは、ほかにご質問ございませんか。

関連ですか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）浦川委員の関連になるんです。インセンティブのところなんですが、89.90%というふうな形になっていますよね。これは年によって変わっていくんですか。3カ年のやつで、直近と高いやつを2つ足して2で割ってとかというふうな説明ありましたよね。年によって、このインセンティブの数字というのは変わっていくんですか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）今、矢野委員おっしゃっていただきました基準収納率の89.90%というのは、今3年ぐらいをこのまま継続をしてこの数値でいこうかというふうなところで考えられているということなんですけれども、おっしゃっていただいたように、インセンティブのこの数値、熊取町でいいますと92.32%なんですけれども、こちらはその年度から過去3年間を見ますので、1年先にいきますと、29年度でしたら、28、27、26年度の3年間の数値を見ますので、ここは変わっていく数値となります。ですので、収納率が上がっていけばそれに応じて上がっていきますし、もし少し下がれば少し下がる方向の要因にはなるかと思えます。

以上です。

委員長（江川慶子君）矢野委員。

委員（矢野正憲君）インセンティブのところでしたら92.32%というような数字がここに出ています。が、収納率がそれに追つかなかつたら、マイナスであったら、その辺はどういうふうな形なんですか。熊取町が出さなあかんものは、一般会計から出さなあかんというふうな形になっていくんですか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）もしも、実収納率とインセンティブのところに書かれている収納率とが、実収納率のほうが低かった場合は、目標としてインセンティブの数値に上げられている分は、事業費納付金としても既に算定されておりますので、その金額は、各団体、必ず大阪府に納めてくださいと定められている金額の数値のもとになります。ですので、もし決算でその分に満たなかった場合といいますのは、大阪府のほうで基金化が今準備を進められておりますので、基金で持っているお金から借り入れをして、その分をもらった上で一旦大阪府に納めて、借りた分については後年

度で大阪府の定められた標準保険料率にプラスして、保険料を集めて基金に返していくというふうなことで今考えられております。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。ほかに、ございませんか。

職員はこの後、退席になりますので、質問がありましたら今のうちに。ございませんか。

（「なし」の声あり）

なければ、町職員にはここで退席いただくことにします。ご苦労さまでした。お疲れさまでした。それでは、本請願の取り扱いについて委員皆様のご意見等を承ります。

現時点では、委員が採択・不採択を決定するもとなる情報が少ないので、再度、継続審査とするのか、あるいは時期的なものを考慮・優先して、今回、本請願について採択・不採択の採決を行うか、この点について委員各位の意見等をお伺いします。

ございませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）請願の採択・不採択をどうするかということについてですが、今まで、今回大阪の試算値が、とりあえず、非常に不明確なところはあるけれども出てきたということで、大阪方式がどういうものになりそうなのかというのが少しはわかってきたと。この請願が出た時点では、全く大阪方式がわからない状態で、非常に特異な方式になるような可能性があるということの説明がありました。けれど、いろいろ聞いてみますと、自治体間の差異についても、インセンティブについて考慮はされていると、これがどのぐらい熊取町について反映されるかは別ですけれども、少なくともインセンティブについては考慮されると。

それから、医療費水準は考慮すべきだと思っていましてけれども、熊取町が高くなって保険料が上がるのであれば、熊取町議会議員としてそれをどう考えるかということは、全国的には医療費水準を考えるべきだと思いますけれども、熊取町議会議員としてその辺はどうなのかなと、医療費水準をどう考えていくかなというのは、もう少し私は考える必要があるかなと思います。

それから、自治体の負担分、それで自治体が負担していくという、今まで自治体が繰り入れをして、大阪市など非常に多額の基金を繰り入れしていたわけですが、各自治体が繰り入れしてきた額が、ほかの自治体に影響は出ない方向でありそうやなというような感じがしています。ただ、それはもう少しそれがどうなるのかというのは、この試算値で、熊取町とかほかのところと同じような状況で、自治体負担分が全く考慮されないでそのまま他自治体にも影響を与えないというようなことで算出されているとすれば、私が危惧していたのはその分が全体的にどこかで負担せなあかんのかなと思っていましてけれども、それがされないというのであれば、それも問題ないような気がします。

それから、法定外繰り入れについても、それが法定外繰り入れに関係するんですが、法定外繰り入れの格差です。法定外繰り入れを認めた場合にどうなるかということを考えると、財源があるところが法定外繰り入れをどんどんすると、その保険料はどんどん下げることができるわけです。財源のないところは法定外繰り入れができないと。そうすると、保険料を抑えるために、財源があるところは法定外繰り入れをすると保険料を抑えることができる。そうすると、例えば田尻町とか泉佐野市が、自分ところが保険料を下げるために繰り入れをするということになって繰り入れの財源を確保されると、熊取町は太刀打ちできない。

だから、保険料の格差がどんどん自治体間の実力によって広がってくる可能性もあり得るということも考えられるようになりました。だから、実際法定外繰り入れのよしあしで、国民全体が同じように法定外繰り入れがされて同じように保険料が下がるのであれば問題はないと思いますが、自治体間で格差を認めるような法定外繰り入れになった場合は、非常に弱小自治体にとっては危うい状態になるかなというようなことも少しずつわかってきた状態です。

ただ、今こういうことを考慮して、ここで採択・不採択するに当たっては、もちろんその根拠を住民の皆さんに示さないといけないということで、私自身がこの採択に当たって、こういうことだ

から明確にこれは不採択にします、採択しますという理由が明確に述べられないという状況であります。それで、あと、この3月議会で一般質問、それから事業厚生常任委員会の中とか予算委員会で国保関係の討論が十分できると思いますので、その辺で十分に審議した上で態度を決定してもいいのではないかなど。

ただ、採決するに当たっては、やはり各議員が、住民に採択・不採択の理由を明確にできないといけないということで、きょうの質疑と、町の説明を聞いても、不十分なところもある状態で説明を受けて、私自身も未消化なところがたくさんあるわけですから、きょうの時点では、まずは継続審査というのでしたらどうかと。

それから、次の事業厚生常任委員会までに、ある程度、各党派ともに態度が明確になるのであれば、そこで採決すると。その採決に当たっては、住民が納得できる賛成の意見、反対の意見を明確にすることができると考えられたら、それで採択する方向にしたらいいいのではないかなどということで、ちょっと長くなりましたが、私は、本日時点では継続審査を提案したいと思います。

委員長（江川慶子君）ほかにありませんか。矢野委員。

委員（矢野正憲君）いろいろ重光委員の意見というのはわからんところもないんですが、粗い試算とはいえ、今までに出てこなかったような資料が出てきましたので、もうこれをもとにいろいろ判断をしたいなというふうに、新政クラブとしての党派としての考えはまとまっておりますので、採択をしていただきたいなというふうなことは申し伝えたいと思います。

委員長（江川慶子君）ほかにございせんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）今回、仮試算の結果についてということで、いろいろ職員からご説明いただいて、当初、請願が出されたときは、確かに今、議長がおっしゃるように、大分我々も見えてきた、大阪府としての方針も徐々に見えてきたというところはあるかと思えます。

結論から申し上げますと、私自身も、今回党派質問等でそれぞれ国保についてより深く質問をしていって、また、そこから職員のより深い質問に対する答えというところも出てくるかと思えますので、私自身もそれを待ってからというところでもいいのかなというふうには思っております。

当初出された請願とは、ちょっとずつ実態が見えてきて少し違うところもあるのかなというふうには、私個人としては思っておりますが、まだまだ保険料の平準化されることによって、熊取町と他市との違いというところが、きょうの答弁ではまだわからないという部分も多々ありましたので、その辺のところももう少し、今回の一般質問等で知る機会がありますので、それを踏まえてから決断したいなというふうに思っておりますので、議長が今おっしゃられた継続審査というものに賛成するものであります。

委員長（江川慶子君）ほかにご意見ございせんか。

ちょっと今意見分かれています、どうさせてもらいましょうか。佐古委員。

委員（佐古員規君）新守のほうとしては、これの出された28年9月の時点での内容と、今わかってきた内容がかなり変わってきているのは事実です。ですので、請願の趣旨自身ももしかしたらこれ変わってきているのかもしれない。要は思いが、今まで何も見えなかったことでこういった趣旨が書かれているのかもしれないかもしれませんが、今だんだんわかってきております。ですから、一旦これはもう採決をされて、それで次、もし万が一はっきりわかった段階で、またその時点で検討をお願いするような格好はどうかと思っておりますので、私は、これはもう採決してもいいのかなと思っております。以上です。

委員長（江川慶子君）ほかにございせんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）まだ粗い数字ということで、はっきりしたことがよくわからないというのが今の段階だと思っておりますので、もう少しちゃんとした数字を見て、ちゃんとした答弁を聞いてから判断したいので、継続することに賛成します。

委員長（江川慶子君）ほかにございせんか。二見委員。

委員（二見裕子君）先ほどさまざまな説明をお聞きしまして、公費が入っていない分というのも、算定

では大きくまた変わってくるのかなと思いますけれども、先ほどの説明で、経費より多分、公費が多くなるだろうという見込みのことを考えましたら、熊取町としましては、保険料は少し下がる方向なのかなというふうな判断もつくのかなというふうに思いましたし、先ほど佐古委員もおっしゃられていました、ちょっとこの請願の言われていることとは少し内容も違ってきているのかなというふうにも感じましたので、一旦ここで採決という形でやってもいいんじゃないかなというふうに思います。

委員長（江川慶子君）それでは、本件について、ここで、この場で採択の採決を行うのか、引き続き継続審査にするのかを決めたいので……

（「休憩」の声あり）

休憩動議が出ましたが、よろしいですか、休憩で。賛成と言っていますか。

（「賛成」の声あり）

じゃ、休憩にいたします。賛同者がおりましたので、休憩します。55分まで、よろしいですか。

---

（「14時45分」から「14時48分」まで休憩）

---

委員長（江川慶子君）委員会を再開します。

意見が2つに分かれていますので、ここで、この場で採決をするか、継続審査にするのか、その分で採決をとりたいと思います。

この分は起立で行わせていただきます。

この場で、採択・不採択の採決を行いたいと思う方はご起立ください。

（起立 3名）

それでは、継続審査で行うという方は、ご起立ください。

（起立 3名）

同数ですので、委員長の判断として、この請願については継続審査にさせていただきます。

以上で、本日の請願第1号の継続審査は終了いたしました。

これにて事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「14時51分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

江川慶子

## 事業厚生常任委員会

月 日 平成29年3月15日（水曜）招集

場 所 熊取町役場北館3階大会議室

出席委員	委員 長	江川 慶子	副委員 長	佐古 員規
	委員	重光 俊則	委員	浦川 佳浩
	委員	鱧谷 陽子	委員	二見 裕子
	委員	矢野 正憲		

欠席委員 なし

説明員	町 長	藤原 敏司	副町 長	中尾 清彦
	教育 長	勘六野 朗	企画 部長	貝口 良夫
	企画 部長	明松 大介	総務 部長	南 和仁
	総務 部長	林 利秀	総務 部長	阪上 敦司
	住民 部長	下中 博之	住民部統括理事	吉田 潔
	健康福祉部長	小山 高宏	健康福祉部理事	山本 浩義
	健康福祉部理事	山本 雅隆	健康福祉部理事	田中 耕二
	事業 部長	泉谷 徹	会計管理者 兼会計課長	北川 雄彦
	上下水道部長	山戸 寛	上下水道部理事	永橋 広幸
	教育 次長	中谷 ゆかり	政策企画課長	橘 和彦
	財政 課長	東野 秀毅	人事 課長	道端 秀明
	健康・いきいき 高齢 課長	石川 節子	介護保険・ 障がい福祉課長	野原 孝美
	介護保険・障が い福祉課参事	根来 雅美	保育 課長	阪上 正順
	保険年金課長	野津 博美	道路 課長	白川 文昭
	上水道課長	大西 順二	下水道課長	山田 卓幸
事務局	局長	阪上 清隆	書記	阪上 章

### 付議審査事件

- 議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
- 議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例
- 議案第11号 町道路線認定について
- 議案第12号 町道路線認定及び廃止について
- 議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

委員長（江川慶子君）皆さん、おはようございます。議案の審査に当たりましては、十分に意を尽くされ、ご審議をいただき、あわせて議事が円滑に運びますようにご協力をよろしくお願いいたします。

本日の委員会には、議会委員会条例第19条の規定により、町長ほか関係職員の出席を求めています。

ただいまの出席委員は7名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから事業厚生常任委員会を開会いたします。

（「10時00分」開会）

委員長（江川慶子君）なお、発言される方は、必ずマイクを使っていただきますようお願いいたします。それでは、付託審査事件について議事に入ります。

去る3月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案13件の審査を行うものでありますが、案件の提案理由並びに内容の説明は、既に本会議の中で行われておりますので、省略いたします。

なお、補足説明があれば承ります。補足説明はありませんか。藤原町長。

町長（藤原敏司君）補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

委員長（江川慶子君）補足説明なしと認めます。

以上で補足説明を終わります。

委員長（江川慶子君）初めに、議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）3市3町の広域福祉課で所管するに当たって、各町で定めている条例の規定方法を統一するために、ここに条例案が出てきたと書いてあるんですけども、3市3町にすることに対しての意義というんですか、それと何がどういうふうに変っていくのか、それについて教えていただけますでしょうか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）3市3町で広域福祉課に委託するという、そちらに業務を持っていくという意義でございますが、3市3町で委託して行うことにより、監督業務であるとか指導業務のほうが統一化されスムーズに運ぶことができるということと、今現在も事業者に対して広域のほうからそういう監督業務等は行っておりますので、そのノウハウを生かした形で実施していただくようにということで委託するものです。本来であれば、市町村がかくかくする事業でありますけれども、それを委託することにより、より公平性、あとは内容に関しても専門的な形で実施することができるというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）町の責任が薄れたり、時間がかかったり、そういうふうなことというのが懸念されるんですけど、その辺については大丈夫なんでしょうか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）町自体、広域だけが行うものではなく、町は町としての責任がございますので、そこはしっかりと行っていきたいと考えております。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）何がどう変わるのかと、今までとほとんど手続とかそういうことに対しては変わら

ないということで理解していいのでしょうか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）今回の条例改正は、議会でも説明させていただいたように、指導監督を広域が行いやすくするように条例の形を引用条例に変更するものでございますので、内容的に変更というのは特にございませぬ。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これは、条例で法律を引用する形で実態に合わせるということで、内容的には変わらないんでしょうけれども、広域福祉課で、これは特に事業者指定等にかかわる事務ということですよね。それで、実際にこの広域福祉課になって、熊取町の事務効率は改善されるのかというところはどうなんでしょうか。事務効率が改善されるかということと、実際の広域福祉課の執行予算とか実績とか、そういう内容についての審査とか、そういうものについて町はどのように関与できるんでしょうか。

委員長（江川慶子君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今回のこの条例、この長い条例なんですけれども、地域包括支援センターのことを具体的には言っております。いわゆる熊取町には1カ所という形にもなりますし、その指定につきましては6年に一度になりますので、常にたくさんの事業所がある場合でしたら、事務の効率化云々かんぬんとあるんですけれども、先ほど課長のほうからも説明がありましたように6年に1度、しかも1カ所というところで、これは広域になった上でノウハウを生かしながらということも考えておりますので、この日々の事務の効率化というところには直接は大きなつながりはないのかなというふうには思っております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）その事務の頻度が非常に少ないのであれば、別に広域化にしなくても今のままで全然問題ないんじゃないかなという気もするんですけれども、広域化にすると公平性が出てくるということだけですか、周辺自治体と比べて。だけど、町独自、自治体独自の支援センターを認定する基準はあってもええと思うんですけれども、全て3市3町同じでないとかんというものではないと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

委員長（江川慶子君）山本浩義健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本浩義君）今回のこの条例につきましては、内容自体が今回変更はないんですけれども、そもそも厚生労働省令で定められた基準にのっとってということで、ほかの市町村も同じような形になっているところなので、熊取町独自でということではありません。

あと、後の2つの条例にもつながることなんですけれども、この1つ目の長い条例につきましては、地域包括支援センター1カ所で、私、効率化に直接はということでは言わせていただきましたけれども、地域密着型のこの後の事業所につきましては、効率化、また考え方を集約することによってそのノウハウも生かれますし、そこは効率化につながるのかなというふうに思っております。

後ほどの2つの条例だけで審議をやるのではなしに、この際、全てにおいて関連の事業所、考え方を統一、3市3町で統一するというのが今回重要な事案であったというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）統一して広域福祉課の中で、泉佐野市に置かれるわけですよね。それで、事務自体はそちらに行くでしょう。結局、地域内の事業所との連絡とか、実態確認とか、そういうのは全て自治体がそれぞれ関与するわけで、広域福祉課になったから、その責任は町から出ていくわけではないわけで、実態としてこの広域化が本当にうまく機能するのかどうかをやっぱりちゃんと見ていく必要があるかなと思うんですよね。広域化になって広域化で統一されて、そこで事務がやられているからいいのかなという気がしますがけれども、その広域福祉課で本当にたくさんの人が集まって

仕事をやっているような感じがするんですけども、熊取町が本当にそれだけ人とお金を出してやる価値があるかどうかというのは、これはもう決まっていることなので、25年に決まっていることなのであれなんですけれども、府とか国の指導によってこういう地域でやらないあかんということにもなっていて、仕方なくではなくて、やらないといけないマストなんです。自治体によっては脱退してもええとか、ある時期に脱退できるとか、そういう位置づけはどうなんですか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）この事業自体は、もうしなければならぬ事業という……ではない……。

委員長（江川慶子君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今の課長言いましたけれども、これはしなければならぬということではなくて、今お話しさせていただいていますように効率的なことということで、3市3町でやる意味というのは、先ほどお話しさせていただいていますように、指導とか監督、後の条例でもそういうところがございまして、事実、広域福祉課のほうでそういう指導とか監督という業務も今も担っているという状況の中で、何かいろいろ問題が起こったときにそこにかかっていくところというそういう場面が生じたときには、そこでのやりとりであったり内容であったりというところのノウハウを持っているというところが一つ大きなところでございますし、またそこにかかわっていく、そういう今までの経験というのもあるということで、3市3町で協議を行いまして、そういうところで広域福祉課のほうでそういうノウハウを生かして今後もそれをやっていただくというのが一番いいのではないかとこのところには至ったというところでございます。

そういったところは、しなければならぬということではないですが、府内の中でもそういったところの議論もしながら、3市3町、泉州地域以外のところでそういった議論をしながら事務を進めていっているということは聞いてございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）広域化といったら、まずお金が絶対的に効率化されて費用が減るとというのが大前提だったと思うんですね。広域化にしたから、泉佐野市に本部があるからそこが主体になって仕事をして、大体3市3町やから1町だけはなかなか意見を言いにくいとか、そういう状況になり得ると思うんですね。だから、その中で今の広域福祉課のやり方について、その実態をよく見て、この広域福祉課がやる事業の内容がどんどん広がってくる可能性もあると思うんですね。各市町が職員とか出して運営しているけれども、本当はやっぱり人数が大きい、お金の大きいところが力を持って主導してやっていく形になっていくと思うんです。だから、3町が、小さいところが本当に物申せるのかどうかということが一番問題になると思うんですね。

だから、広域福祉課でやり出したらもう泉佐野市が主導権を持ってやっていくという状況になって、本当に3町が、ちょっとこの辺は独自性を入れてよとかいうようなことを言えるのかどうかですね。その辺は、調整していくというともう首長会議ぐらいなんですか。その辺は、どういうレベルでそういう意見交換できるでしょうか。

委員長（江川慶子君）小山健康福祉部長。

健康福祉部長（小山高宏君）今、委員おっしゃっていただきました部分というのは、非常にやはり各市町のほうも大事なところでございましたので、そういうところでは担当レベルからこの件を積み上げながら、どういうところが問題なのかとかいうところを各市町のほうの意見を出し合いながら、事務担当レベルからそういうところを積み上げていきながらずっと協議を行っていました。内容的にも、部長も集まりその意見確認を行い、3市3町全てがこれはやはりこういう形で進めるべきだということであったということと、またこの件につきましては、町内部でも人事面また財政面もございまして、企画また人事部門とも調整しながら、そういったところいろんな角度でその辺の内部調整も行い、最終的に町長にもこの状況を細かく報告させていただきながら進めてきたという状況でございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）走り出しているわけですがけれども、ぜひとも熊取町が損をしないというのが大前提だと思うんです。だから、常にそれを意識して、ちゃんとそれがされているのかということをしてないと、やっぱり大きな市に負けてしまいますよね、いろんな面で。そういうところを物を申せる状況を確保できるというのは、ぜひ心がけていただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）もう一つお聞きしたいんですけれども、先ほど指導、助言を広域でされるというようなお話があったんですけれども、町から指導、助言をするのではなく、広域のほうにもう一遍こういう問題がありますということで話し合ってから指導、助言をするということ、ワンステップ置くというふうな形になってしまって、早く手際よいというふうなそういうふうなことにならないのではないかという懸念もするんですけれども。平等というところだったら、そうかもしれないけれども、介護というふうな問題とかでしたら、即座にいろいろと対応しなければならないような問題もあるかと思しますので、指導、助言のその辺のすみ分けみたいな感じの辺というのをつくっていかないと、向こうへ行ってから協議して、この辺が平等ですから、はい、この辺で指導しましょうかというふうな形にしてしまうと、何かすごく時間だけがかかってしまうという感じになってしまうので、その辺についてどういうふうにお考えなのか。

委員長（江川慶子君）石川健康・いきいき高齢課長。

健康・いきいき高齢課長（石川節子君）すみません。指導というのが全て、例えば包括の相談対応がもうちょっと改善が必要だ、そういったものも全部広域に上げるのではなく、そういった日々の指導とか相談、調整というのは、例えば月1回、包括との定例会議を持ちながら担当課として対応をしております。

広域が対応するものは、例えば指定を取り消すであるとか、効力停止とか、勧告を行うとか、そういう法的に出るときには、やはりそこには広域の専門というか日ごろ行っているノウハウを助けていただきながら、町として毅然とした態度で行えるためにというふうに考えております。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）そういういったら日常的な問題がたび重なってきてそういう指定を取り消すとかというふうな形になってくると思しますので、その辺の基準をきちっと、この辺こういうことがあればというふうな感じで広域で話し合われるというのでしたら納得するんですけれども、何かこうすぐしなくてはならない、そういうふうな対応までも広域のほうに相談してというふうな形にならないようにしていただけるようお願いしていただきたいと思います。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第4号 指定介護予防支援事業者の指定に関する基準並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）次に、議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）指定地域密着型サービスというのが、熊取町だけで行われ、熊取町の人だけが受けられる事業というのを聞きしているんですけども、幾つぐらい熊取町にあって、どういうふうな内容のサービスをされているか。

委員長（江川慶子君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）指定地域密着型サービスの内容について説明させていただきます。

熊取町のほうには、小規模多機能居宅介護、認知症対応型共同生活介護事業者、地域密着型老人福祉施設、地域密着型通所介護というサービスがございます。

小規模多機能型居宅介護の事業所は、熊取町に1カ所ございます。認知症対応型共同生活介護事業者は、町内に3カ所ございます。老人福祉施設なんですけれども、こちらのほうは町内に1カ所、地域密着型の通所介護は7カ所ございます。

サービスの内容を簡単に説明させてもらいたいでしょうか。

（「はい、お願いします」の声あり）

それでは、小規模多機能居宅介護のサービスについて簡単に説明させていただきます。

施設への通いを中心に、利用者の選択に応じてショートステイや訪問をあわせた介護、それを総合的に提供するサービスになります。

こちらの2番目の認知症対応型共同生活介護のほうは、認知症の方が共同で居住することで食事とか入浴などの介護、機能訓練を提供する施設になります。

次に、地域密着型老人福祉施設になりますが、こちらのほうは定員が29人以下の小規模な老人ホームになりまして、介護や日常生活の世話、機能訓練などを提供するサービスになります。

最後になりますが、地域密着型通所介護のほうなんですけれども、こちらのほうも定員が18人以下の小規模な通所介護、デイサービスになりまして、食事、入浴、排せつなどの日常生活の支援や機能訓練を提供するサービスになります。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）ありがとうございました。

ちょっと、これは地域密着型サービスに対する各種手続の所管部局についてということで、ホームページに載っていた分なんですけれども、ちょっとよくわからないんですけども、この第5号と第6号に関連してくるのかなと思いつつ見させていただいたんですが、このホームページに載っているもの全てについて、今度改正されたということになるのですか。その辺ちょっとわからなかったのですが。

委員長（江川慶子君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）すみません。

そちら、鱧谷委員お持ちの分は、きのう、ちょうどホームページにアップさせていただいて、4月から地域密着型サービスのほうが広域福祉課のほうに移管されるということで事業所のほうに周知するというので、そこに載せていただいている事務が移管されるということで、そちらのほうに掲載させていただいているのは広域福祉課のほうに事務を移管する内容になっております。そちらのほうに掲載している分が全部、移管される内容になります。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）そうすると、申請とか廃止とか、これもまた指導とか、それも皆同じように移管されていくということなんですね。

これで移管されることによって、熊取町だけでしか受けられなかった地域密着型がいっぱいだった場合に、ほかの市へも行けるといふようなことはないわけですか。統一されてそういうことがあったら、そういうことができるのかなという感じに思ったんですけど。

委員長（江川慶子君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）すみません。あくまでも地域密着型サービスなので、原則  
は町民の方、特別な場合に限りまして、ほかの市町村の同意を得て熊取町が指定しましたら他市の  
サービスも使えるようになりますが、原則、今までどおり町民の方が使うサービスになります。そ  
こは何も変わりませんので。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第5号 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び  
運営に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）次に、議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運  
営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基  
準を定める条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）先ほどもお聞きしましたがけれども、この指定地域密着型介護予防サービスが統一化  
されるということで、こちらのほうは、もし熊取町でサービスがなかった場合には、話し合いして  
ほかの地域のを受けるというふうなことにこちらはなるのでしょうか。要支援の方につきましては、

委員長（江川慶子君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）先ほどもご説明させていただいたとおり、こちらも地域密  
着型ですので、特別な場合を除いて原則町民の方が利用するサービスになりますので、他市のサー  
ビスは原則利用できません。

委員長（江川慶子君）鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）こちらのほうは介護予防サービスということになっているので、要支援の方々のサ  
ービスだと思うんですけども、このサービスは現在、先ほど聞いた施設で同じようにされて、現  
行型と言われているサービスを行われているということなんですね。だから、サービスAとかとは  
また別ということで理解したらいいのでしょうか。その辺がちょっとわかりにくかったので。

委員長（江川慶子君）根来介護保険・障がい福祉課参事。

介護保険・障がい福祉課参事（根来雅美君）こちらのほうは、支援の方なので先ほど紹介させていた  
いたサービス、受けられる分と受けられない分がありまして、先ほど4つほどサービスを説明させ  
ていただいたんですけども、予防の方がお使いになられるサービスというのは、地域密着型通所  
介護とあと小規模多機能型居宅介護サービスになります。

鱧谷委員がおっしゃっている今度4月から始まる総合事業のサービスとこの地域密着型のサービ  
スは、別のもので認識していただいたらよろしいかと思います。

よろしいでしょうか。

すみません、要支援1の方、認知症のグループホームのサービスについては、要支援の方も利用  
できます。すみません、2の方だけ利用できます、2の方だけ。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

委員（鱧谷陽子君）わかりました。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第6号 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(江川慶子君)次に、議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。二見委員。

委員(二見裕子君)ちょっとお伺いしたいんですが、今回、南保育所が廃止に伴いまして北保育所、0歳児、1歳児の保育を開始するというふうな提案ということになっておるんですが、中央保育所、東保育所、西保育所においては、0歳児、1歳児というのはもう保育は始まっているのでしょうか。

委員長(江川慶子君)阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君)はい、ご質問のとおり、ほかの中央、西、東につきましては、既に0・1歳児の保育をしております。5歳児まで受け入れをさせていただいております。ほかの民間の保育園も同様でございます。

委員長(江川慶子君)二見委員。

委員(二見裕子君)南保育所が廃止ということで、人員も60名なくなるということですが、これに関しまして待機児童とかという心配はないでしょうか。

委員長(江川慶子君)阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君)現状ですけれども、昨年度の当初の状況と今年度当初の申し込み状況というのを比較しますと、大体、昨年度よりも総トータルで10人ほどの申し込みがふえているという状況でございますけれども、今、保育所全体のキャパシティを考えたときに、受け入れ可能人数がこれはことしの2月28日現在での集計になるんですけれども、受け入れ可能人数が、これはもう定員とちょっと考え方が異なるんですけれども、1,157人に対して1,024人の申し込みがあるという状態ですので、当初におきましては待機の恐れはないというふうに考えております。

委員長(江川慶子君)よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。重光委員。

委員(重光俊則君)南保育所はなくなるわけですが、その中で保育士の方とかは、今は残りの中央、東、西、北のほうに配置がえされているのでしょうか。

委員長(江川慶子君)阪上保育課長。

保育課長(阪上正順君)現状は、正職員と臨時職員という形で分けて考えるべきなんですけれども、一応正職員につきましては、各クラスに最低1人、0・1歳児につきましては最低2人を配置するというふうになってございます。したがって、南保育所が廃止になるということであれば、当然クラス数も見直すということになりますので、それに伴う正職員の必要人数というのは変わってきます。それは、具体的に申し上げましたら、今は最低必要人数45人と定めているんですけれども、それが43人という形に変わります。

ですので、必要最低限の保育士、正職員といたしましたら2名減という形にはなります。その方々につきましては退職。今回も新規採用予定はしておるんですけれども、無理に退職してもらうとか、そういう余剰であるとかいうような状態ではなくて、全てほかの公立の4つの保育所で全てきちんと正職員として働いていただけるクラスとなってございます。

あとは、臨時職員につきましては、今、最終的な集計を行っております児童数に伴いまして、各保育所所長含めて保育課とも調整をしまして、必要な臨時職員を各保育所に割り当てるという作業を現在行っているところでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）状況はわかりますけれども、今聞くところによると、保育士、臨時職員を含めてなり手が非常に少ないという状況にあると思うんですね。

今、この受け入れ許容人数に比べて30人強余裕はあるというところなんですけど、保育士の方が足らなくなったら、たちまち受け入れられなくなるという状況がありますので、それに対してどういう対応をするかというのは、例えば4月とか秋とか、人事異動時期に一遍に動かれる可能性もあると思うんですけども、そういう今の保育士の数で余裕があるのかないのかということ、例えば10人とか20人を超えて、15人、20人ふえたらアウトなのか、今申し込み1,130人、あと33人ですか、受け入れ可能人員がありますけれども、33人分は保育士が確保されているということなんでしょうか。それとも、33人ふえたらやっぱり保育士をちゃんとふやさないといけないという状況なんでしょうか。それはどうなんですか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）こちらにつきましては、人数の差し引きという面と、あと年齢、各保育所で構成されているクラスの人数であるとか年齢の構成であるとかということにはかかってきますけれども、ですので一概にこの30人分を受け入れられるかといったら、ちょっとそのあたりについては個別の検証が必要になるかと思えますけれども、今、4月当初の分で臨時職員の配分を考えているときにおきましては、確かに厳しい状況ではあります。

ですので、年度の途中におきまして、今も臨時職員が以上の人数が確保できなければ、年度の途中でもこの人数で推移した場合は待機を出さざるを得ないというような場合も出てこようかと思えますけれども、保育士につきましては、随時、広報やハローワーク等を通じて募集をしておりますので、余分な臨時職員が配置できるわけではないので、一旦募集がありましたら、その方に働いてもらうまでの間は登録、保育士に逆に待機してもらうというような形をとるんですけども、今現状そういった登録が十分あるのかといったら、なかなかここ2年、3年の状況を見たときに、年度の途中におきましては厳しいような状態が起こり得る可能性ははらんでございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）熊取町の子どもたちが減っているということなんですけれども、保育所の状況を聞くと0・1歳児の申し込みがどんどん最近ふえてきていると言っているんですね。0・1歳児がふえてきたらその分だけ保育士をふやさなアカンということになりますから、その0・1歳児の動向というのは、全体的には子どもが減っているというのはわかるんですけども、あちこち新しい住宅が建って、やっぱり0・1歳児を持った親御さんが入られる可能性が高くなっている。その辺の危機感といいますか、その辺はちゃんと対応できるよという、その辺はちょっと数字が把握できないから難しいですけども、今、去年からの動向から見てどうなんですか。そんなに急激にはふえないだろうという状況でしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）一応、その0・1歳児につきましては増加傾向にある、これは年度の途中に入所される方、育休復帰という場合が結構多くございます。その場合におきまして、今回、南保育所と北保育所両方において0・1歳児というのは今現在やっておりますけれども、これを補完するためにということで北保育所で0歳児6人、1歳児10人を定員を上げまして受け入れ体制をとっていきたいというふうに考えてございますので、一応、保育の需要につきましては今後注視しないといけないと思えますけれども、町としては、その体制整備を十分行っていきたいというふうに考えてございます。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）それと、民間が3つあるわけですが、民間のほうもかなり厳しい状況にあるようなのですが、民間の受け入れ人数、その人数の枠は、今もうほぼぎりぎりになつていて聞いているんですが、それはまだ基準等の変更等により、またそれをふやすことは可能性がある状況なんでしょうか。もう今の民間の3保育所の定員はそれで一杯なんでしょうか、それとも何割かは基準緩和とかそういうもので対応できるような状況にあるのか、その辺はどうなんでしょうか。

委員長（江川慶子君）阪上保育課長。

保育課長（阪上正順君）現状におきましては、0歳児、1歳児ともに受け入れの状況はまだ空きのほうはございますけれども、それが必ずしも希望される保育所に入れるかというところは、また別な問題になってこようかと思えます。

あと、保育所全体として見たときには、定員につきましては、それぞれの保育所、民間保育所につきましても、定員自体は施設のキャパシティぎりぎりまで設定していませんので、それも保育士の確保とあわせて柔軟な対応が可能な部分についてはまだ残っていると。目安としまして、国が示しておりますけれども、おおむね定員の120%までは受け入れは可能というふうになつてございますけれども、これも120%まで面積的に可能であればそこまでという形にはなりませんけれども、現状は、この4月当初におきましては、それぞれの保育所におきましてもまだ入所の余地はございます。

委員長（江川慶子君）田中健康福祉部理事。

健康福祉部理事（田中耕二君）すみません、一言だけ。

受け入れにつきましては、課長が申しましたとおり、国基準の施設面積、これとあとはマンパワー、これも国基準によるもの、この2点になつておるというところで、民間につきましても公立につきましても、基本的には施設基準面積でいくとまだ若干の余力はあると。

ただ、マンパワーがやはり不足しているという部分で、つきましては例えば公立の正職員につきましても、退職補充という意味で28年度2名採用予定で、試験時期も早くしていただいて、実際には内定者も何名だったか忘れましたが4、5名出しました。ところが、やはり引く手あまたというところもありまして辞退される方が多くて、実際には1名だけが採用になるというような状況。これは多くの町村こういう状況ではなかろうかということで、マンパワーについては引き続きやっぱり随時募集をかけながらやっていきたいと。できましたら委員各位も、お知り合いの方等いらっしゃいましたらご紹介いただきたいというところでございますので、よろしくお願いします。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第7号 保育所条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）次に、議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）すみません。ひとり親家庭の医療費助成条例ということなんですけれども、同法第

6条の4第1項というのは、どういう法律で、どういう中身なのか教えていただけませんかでしょう。第6条の4に改めるということでは、第1項、第2項があったのが、第2項がなくなったというふうなことなのでしょう。ちょっとその辺、教えていただけますか。第2項は何でしょうか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君） それでは、児童福祉法の第6条の4、第1項を第6条の4に改めるということなんですけれども、まず改正前の第6条の4につきましては、第1項で里親とはということとで里親の定義が定められておまして、それを今回改正によりまして第6条の4第1項、ここにまず法律で、里親とは次に掲げる者をいうというふうに規定が変えられまして、その後、第1号、第2号、第3号というふうに新たに設けられているもので、中身としては何か変わっているというものではなくて、

今、その中で今回第6条の4で新たにあるとすれば、養子縁組によって養親となることを希望する者という方が規定されているんですけれども、これはもともとの第6条の4では法定化されておりませんので、その方を希望する者として法定化して、この方たちに研修を受けていただいて養子縁組里親名簿に登録されるということで、新たに法定化することが明文化されたということでの改正になっておまして、今回のひとり親家庭医療費助成条例に関して特に何か影響があるといった内容の改正ではないということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

委員長（江川慶子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第8号 ひとり親家庭医療費助成条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君） 次に、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） 国民健康保険の限度額見直しにつきましては毎年上がってきまして、ことし、国と同じようになってしまったという感がしております。国のほうも、何か限度額を定めるのに、お金持ちの中の4%かなんかまでは上げますよみたいな感じでいうようなことをおっしゃっていたように思うんです。今回も上がって、あと何%ぐらいの人数が残っていらっしゃるかというのは、それはわかりますか。全体の人数でまだ上げられる余地のある所得のある方というのは、何%ぐらい残っていらっしゃるかというようなことがわかれば教えていただけたらと思うんですが。

委員長（江川慶子君） 野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君） 今、鱧谷委員がおっしゃいました国のほうでいいますと、まず社会保険のほうにつきましては最大のところで1.5%を超えない範囲でということとで法のほうで定められておまして、国民健康保険法につきましては、そういった法定化された1.5%等という数字はないんですけれども、それを準拠していくというふうな形で言われておまして、今回改正させていただきましたことによりまして影響としましては、まず医療分につきましては3.4%の範囲の方が今、限度額以上であったものが改正されまして3%ということになっております。続きまして、支援分

につきましては2.5%であったものが1.9%となっているものでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君） 鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君） わかりました。

これだけの方が、限度額をまだ上げていけるというふうな方だとは思いますが、余りに高くなってしまうと、それこそ年間にかかる自分が払うお金と国保に払うお金と比べた場合に、もう全額払ったほうがいいわというふうな感じで払われない方が出てくるのではないかというふうな心配と、それから上がってきて、それが一旦は減額以下の方については減額されてはいくんですけども、毎年のように保険料が上がってきているということで、やっぱり毎年毎年、払えない方がふえてきて、すごく取り立てが厳しくなったのでちょっと未徴収の方というのは減っているみたいですけども、でも本当に大変な生活をしているというふうなところをわかっていただけたらなというふうな気ではいるんですけども、その辺をまた、申しわけありません。

委員長（江川慶子君） 山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君） すみません。先ほど、鱧谷委員の中から取り立てが厳しいというお言葉を頂戴いたしまして、我々としても反省せなあかんとところは反省せなあかんのでしょうけれども、ただ、この徴収率の維持・向上というのは、これはもう我々進めなければならないものでございます。しかも、これは行政改革の始まりの中から当然入っておるもので、皆さん共通の認識のもと始めておるものでございます。

と申しますのも、当初議案のほうでもご説明申し上げましたとおり、100%の徴収率を切ってしまうと、その分をほかの方にまたご負担を強いるという不公平が生じますので、これはやはり徴収率の維持・向上というのは、我々誠心誠意、また丁寧な対応をしつつ進めてまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

委員長（江川慶子君） ほかにございませぬか。二見委員。

委員（二見裕子君） 今回、この賦課限度額を上げるということなんですけれども、30年度には統一化されることによって国基準になっていくという形であるのにもかかわらず、今回引き上げということに対してのメリットというのはどういふことでしょうか。

委員長（江川慶子君） 野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君） そちら、賦課限度額の引き上げにつきましては、保険料額の総額を変えるというものではございませぬでして、今、賦課している総額の配分を被保険者の方の中で変えさせていただくというものでして、今現在の賦課限度額まで行っている方について、もう少しご負担をいただいた分というのを、それ以外の所得、天まで行っていない方々の保険料を加減させていただくために使わせていただくものですので、そういったメリットが出てまいります。

以上です。

委員長（江川慶子君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませぬか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第9号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

この採決は起立により行います。本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立 5名）

起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光委員。

委員（重光俊則君）この内容については、議員全員協議会で説明があったんですが、ちょっとわからないので教えてほしいんですが、取水地点として永楽水源がなくなると。それから、そのかわりに希望が丘受水・配水場が加わるということですが、その辺の希望が丘受水・配水場というのはどういう状況のものが新たに入るということなんでしょうか。この辺、ちょっと私が余りわかっていないのでわかりやすく教えていただけますか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）希望が丘受水・配水場といますのは、今私どもの水道の事務所のあるところ、あそこが希望が丘の受水・配水場になっておりまして、私どもの事務所の下が配水場になっております。そのことをここでいっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）それで、その取水地点が追加されるというのがちょっと理解できないんですが、これはどういう位置づけになるんですか。今まではなかったと、使っていなかったけれども、これを使用するということなんですか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）現在の計画といたしますのが平成2年に策定した計画でございまして、そのときはまだ希望が丘の受水・配水場がその計画に位置づけられていませんので、今回計画を見直すに当たって、今現在はもう使っておりますが、新たに希望が丘の受水・配水場を追加するものです。以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）もう今まで使っていたけれども、この変更前は実際使っていたと。変更前はなしになっていますよね、その辺の位置づけがよくわからないんですけれど。何でこれ、ぽっと出てくる形になるのかというのが。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）この計画の変更の要件といたしますのが水道法で決まっております、希望が丘の受水・配水場が追加されたんですが、それが計画の変更要件に該当しておりませんでしたので、今までは計画の変更ができなかったということがございまして、今回永楽ゆめの森公園を含めたことによって給水区域が広がりましたので、給水区域を広げる場合は計画の変更が可能となりますので、今回それに合わせて取水地点の変更もあわせて行ったというところでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）わかりました。永楽ができたから、これが表に出てきたということになるわけですね、新たに。

それで、すみません、上水道課長にちょっと教えてもらいたいんですけども、大震災が起こって給水が困難になった場合に、熊取町でこの2つの受水、熊取町での給水が管路が全部塞がった場合、途中までで給水がとまってしまった場合に、その対応というのは今ある貯水池にある水で終わりということになるんでしょうか。その場合、それに備えて管の新設の要請だとか、その辺は行っていないんですか。緊急時に備えた今ある管路が大丈夫と見ているのか。上町断層が起こったときに一番大変になると思うんですけども、そのときに上町断層で堺市なんか全部やられてしまった場合、この熊取町の水はどの辺から確保できると想定されているのか、その辺があれば教えてください。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）私ども熊取町の水道事業といたしますのは、今現在100%大阪府広域水道企業団から受水をしております。その受水をしている管路がもし途絶えた場合といたしますのは、私どもの事務所の下の配水場だとか、あと配水池に残っている水、これだけになってしまいます。

ただ、そのままずっと放っておくわけにもいけませんので、その水を使いつつその損壊した配水管だとか送水管の復旧に努めていく、新たに何か災害が発生したときに別ルートがありますというものではございませんでして、損壊した配水管だとか送水管の復旧に努めると。その間は今ある水を活用して、お客様のほうに水を供給するというようなこととなります。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）そのときに、永楽水源をもう一回復旧するなんていうことは、とてもじゃないけれども無理な話になるんですか。その何か可能性はあるんですか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）まず無理、難しいかなというふうに思います。また、もし最悪もう何カ月も何年もということになれば、またそれも考えなくてはいけないと思いますが、まずそこは永楽浄水場を使う前に、復旧のほうにまず力を注いでいくと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。鱧谷委員。

委員（鱧谷陽子君）水道事業条例の一部を改正する条例というところで、5万8,100人を4万5,000人に改めと書いてあるんですけども、これは少子化とか人口減少に伴ってということなんでしょうか。それと、野田浄水場が使えるようになったのかどうか知らないけれども、配水量が何か非常にふえているというふうな話を聞くんですけども、蛇口をひねるとたくさん水が出てくるという話があるんですが、その辺は配水量が変わったというふうなことはあるんでしょうか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）まず、人口の減少の分でございますが、こちらは今、もともと計画は5万8,100人、これは平成2年に策定した計画でございますが、より現実に近い形ということで4万5,000人に、今の実情に合わせて変更しております。

あと、配水量がふえたのではないかとということなんですが、先月、2月に配水区域の変更を行いまして、今まで久保の公民館のところの第2配水池というのがありまして、その第2配水池から小垣内、大宮、野田、五門等に水を送っておりました。それを、第2配水池のほうが大分老朽化しておりますので、第3配水池、町民グラウンドの南側にある配水池なんですけど、そこから水が送れるように切りかえの工事を先月2月に行いました。久保にある第2配水池よりも町民グラウンドの南側にある第3配水池のほうが高標高のところがございますので、その分、水圧がよりかかるということで、多少、いつもどおり蛇口をひねったときに水がよく出るというふうに思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。浦川委員。

委員（浦川佳浩君）さっき、人数のところ5万8,100人から4万5,000人と、これは変わることで何か料金的なものが変わったりとか、そういったものというものはあるんでしょうか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）特に水道料金の変更はございません。この給水人口5万8,100人から4万5,000人にするによってメリットというのがございまして、今までは国の交付金、配水管の布設がえ工事を行う耐震化を図るときに国の交付金のメニューがあるんですが、それが今まで5万人以上であることによって交付金が受けられなかったというのがありますが、今回5万人未満にする

ことによって国の交付金の対象になるということになっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかにございませんか。ないですか、そちら。矢野委員。

委員（矢野正憲君）すみません、ちょっと関連なんですけど、今、浦川委員から5万8,100人から4万5,000人になって、そのメリットが5万人以上やったら今まで耐震化の国からの補助をもらえなかったのが、これからもらえるようになるというふうな話だったんですよね。重光委員もそういうふうな、これ南海の希望が丘の配水場、これ加わったときというふうな話もあった中で、そういったことというのはそういうときには全く検討はできなかつたんですか。5万8,100人を4万5,000人に下げて国から補助金をもらうようなメニューをふやそうというふうな考えはなかつたんですか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）国に提出しております認可計画の変更の要件というのが水道法で定められておりまして、給水区域を拡張する、給水人口をふやす、給水量をふやすというふやすことでしか、今までこの認可計画の変更ができませんでして、今回、永楽ゆめの森の関係で給水区域を広げたことによって、初めて計画の変更ができたというところでございます。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第10号 水道事業設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

委員長（江川慶子君）次に、議案第11号 町道路線認定についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。佐古委員。

委員（佐古員規君）これ、町道認定にするための基準というんですか、何メートル以上からこういう認定をしますというのは、何か基準みたいなものがあるんでしょうか。

委員長（江川慶子君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）新規に築造、寄附を受ける場合は、一応、開発指導要綱に基づく道路、幅員でいいますと4メートル以上が原則基準となっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）佐古副委員長。

委員（佐古員規君）距離というか、長さについてはどうでしょうか。

委員長（江川慶子君）白川道路課長。

道路課長（白川文昭君）距離のほうについてはもう基準等はありませんが、一定開発等においてはスイッチバックというのですか、道路でこう路線のへそのような形で出ている路線については、5メートル以上を路線として認定しております。5メートル未満につきましては、その1路線に含めた形で道路認定を行っているという状況です。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第11号 町道路線認定についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(江川慶子君)次に、議案第12号 町道路線認定及び廃止についての件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。それでは、議案第12号 町道路線認定及び廃止についての件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長(江川慶子君)次に、議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員(重光俊則君)この内容をちょっと説明していただきたいんですが、歳出については、流域下水道建設費負担金が1,056万円減と、それとその前のページの歳入の一般会計繰り入れと流域維持管理負担金等精算返納金との関連をどういう……。関連はないんですか、それ。ないか、個々にどういうものか説明、教えていただけますか。

委員長(江川慶子君)山田下水道課長。

下水道課長(山田卓幸君)すみません。関連なんですけれども、流域下水道の負担金の精算返納金については、まず返ってくるというところで、それと流域下水道事業の事業債については、工事費の減によるというか、国費等つかなかったことによる減によるものでございまして、その辺で一般会計繰入金については、全てにおいての調整額としての金額でございまして。

委員長(江川慶子君)重光委員。

委員(重光俊則君)すみません、もうちょっと。何回もそれは聞いているのにわからないんですが、流域下水道建設費負担金が1,000万円減ったというのは、これはなぜなのでしょうかと、それから返納金が980万円、両方で1,176万円プラスになって返納金の歳入がふえているんですが、その理由はなぜなのでしょうかと。

委員長(江川慶子君)永橋上下水道部理事。

上下水道部理事(永橋広幸君)流域下水道の事業費負担金といいますのは、流域につきましても私どもと同じように国庫補助を中心に事業をしております。国庫補助がつかなかった部分と、その辺が次年度送りになったという形と、今年度の工事の精算変更が出ましたのでその分の落札率の減等々で歳出の1,056万円、それに伴います財源としまして、町債の下水道債、流域下水道事業債1,010万円、公営企業会計適用債が30万円、これが関連するものでございます。

諸収入の精算返納金につきましては、毎年度、平成27年度大阪府の決算につきましては2月に決

定します。1月に国庫補助の確定をしますので、それから議会の議決を経まして、その分が精算返納という形で毎年通常出てきます。

重光委員、いつもお聞きいただきありがとうございます。一般会計の繰入金なんですが、これ、あくまでも現在のプラスとマイナスの調整額で、これに一切、すみません、理由はございません。何か事業で大修理をしたからとか、何かの出があったからこれがふえる、減るということはございませんので、今、課長言いましたように、あくまでも調整額という形で足し算と引き算の間の調整額としてなりますので、その辺ちょっとご理解いただけるとわかりやすいのかなと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第15号 平成28年度熊取町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）次に、議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありますか。重光委員。

委員（重光俊則君）4ページの歳入のところなんですが、国民健康保険料が補正で2,342万6,000円減、そのかわりに繰入金を入れるということなんですが、これ国民健康保険料がなぜこれだけ減額になったのでしょうか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）こちらですけれども、特定財源ということで充てさせていただく分としまして今まで一般財源でしていたんですけれども、今回すみません、基盤安定のほう、歳入のほうで、もう一つのほうで組ませていただいています一般会計繰入金ということで繰り入れている分を特定財源として充てますので、その分減っているということになりますのでご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）繰入金のほうが保険料が減少したというのは、これがちょっと理解できないんですが、これは何なんですか。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。これも毎回ご質問を頂戴している部分なんですけれども、国民健康保険特別会計のほうではいわゆる一般財源というのを持ち合わせておりませんので、中での財源調整という意味で保険料のほうで調整をさせていただいておると、そういった予算上のシステムということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）国民健康保険料自体が、だけどこれは下がっていますよね、それが減額になるというのは、どうしてもそれが理解できないんですけれど。繰入金のほうがふえるというのはわかるん

ですけれども、保険料自体はなぜ減少するんですか。保険料自体が予想より減少したということなんですか。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません。この保険料は予算の中の保険料ということで、現実には賦課して徴収させていただいている保険料、決算で出てまいりますけれども、当然そこと大きく乖離があります。この予算の中でいわゆる一般財源、財源を調整して歳入歳出同じ値にするというときに、調整をさせていただく財源としてこの保険料を使わせていただいております。特別会計の性質上、その特別会計の中で収支を合わすという性質上、この保険料という科目で財源調整をさせていただいております、そういったものでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）実質的には、保険料は補正後の値になるということなんですよ。予算に比べて、それだけ下がったということなんでしょうけれども、これは28年度の保険料値上げの分で上がったけれど、実際は補正前の予算が高過ぎたということの意味しているんですか。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、何回も同じ説明になって申しわけないんですけども、実際に保険料額を算出するのは、6月の運営協議会のほうで保険料率を算定して、そして賦課して徴収させていただく。年度当初に予算組みとして保険料ということで計上させていただいておりますのは、あくまで当然見込みということで、ある程度安全サイドで枠組みで持たせてもらっている。中で今、今回一般会計の繰り入れ、基盤安定の国・府の分が確定しましたので、この分はもう確定した数字になります。この確定した数字を受けて、そうしたらその部分が歳入歳出ととんで予算をもう一回組み直す必要がございますので、そうしたらそれをどこで調整するかというと、一番財源の大きな保険料のところで調整をさせていただいております。これは、あくまでも予算組みの上での作業やということでご理解をいただきたいと思います。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）申しわけないです、なかなか何回も、理解できなくて。

保険基盤安定繰入金というのは、これは28年度の国からの交付金か何かが決まったからこれだけふえたという説明ですか。これ、一般会計の保険基盤安定繰入金からこれだけ出したということになりますよね。これはどこから。その確定というのがよくわからないのですが、何で28年度の確定をしてこれだけのお金が出てきたのか、その辺がわからない。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）すみません、制度上というか、お金の流れがちょっと複雑なので、なかなかご理解が進みにくいのかなと思います。

この保険基盤安定の軽減分、それから支援分と、そもそも2つ分かれているというところがややこしいんですけども、まず保険料軽減分と申しますのは、これは7割、5割、2割の法定軽減をやった分を繰り入れてもらう。繰り入れの財源の内訳と申しますのが、府のほうから4分の3がもらえるというシステムになっています。一般会計のほうは4分の1を負担すると。合わせて1にして、一般会計から支出を組んで国保特会のほうに歳入してもらうと。ですので、国保特会に入ってくるときには、一般会計から直接入ってくると。一旦、一般会計のほうに府から4分の3が入って、一般会計のほうで4分の1を上乗せして1にして、そして、それを国保特会のほうに出すという形になります。ですので、府の補助額、負担額が確定したと、そういう意味で今回補正をさせていただいたというものでございます。

それから、その下の支援分、こちらも同様でございます、こちらのほうはさらに国の負担分が2分の1でございます。それから府のほうは4分の1でございます。そして、町の持ち出しが4分の

1になります。ですので、一般会計のほうには国のほうから2分の1の額、それで4分の1の額が大阪府から、そして町の持ち出し4分の1で合わせて1にして、一般会計の支出を組んで国保特会のほうに入れてもらった。そういう流れになりますので、国、府の分が確定したので、今回この額を補正させていただいたというものでございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）それは、それで今、軽減分と支援分でそれが確定したということですよ。それによって、熊取町が出さなあかん分が決まったということでこれが出ていると。

それやったら、国民健康保険料で財源調整せなあかんのですか。これだけ入ってきたということだけでやっていたらあかんのですか。これはなぜ、最終決算のときにその調整をしたらいいというわけではないんですか。今の時点でバランスをとらなあかんのですか。

委員長（江川慶子君）たくさん手が挙がって。東野財政課長。

財政課長（東野秀毅君）予算の今回特別会計の内容ですので、ちょっと私からというのはあれなんですけれども、基本的には予算組みとして歳入と歳出を今回合わせないとあかんので、どうしても受け受けたらその分だけバランスがとれていないという状況になるので、どこかで入がふえた分に対してそれを不要となった分をどこかでマイナスしないと歳出、歳入が合わない。

実際、特別会計のほうの予算書を見ていただいても、財源振替だけで全然トータルの予算は変わっていませんので、お金が入ってくるだけつくというわけにはいかないというのが地方公共団体の予算の仕組みということで、ご理解いただければと思います。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）それで、保険料でバランスしていると。保険料でバランスしないでも、例えば来年度繰入金にして置いておくとか、そういうことはできないか。これは一般的に国民健康保険料で財源調整するものだというのが決まっているんですか。

委員長（江川慶子君）山本雅隆健康福祉部理事。

健康福祉部理事（山本雅隆君）国保の特別会計上、このような予算組みというのを従来よりずっと続けてきてございます。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第16号 平成28年度熊取町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）次に、議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）また質問して申しわけありませんが、この普通徴収保険料が2,358万5,000円、これは決算額が決まったからということですか。

それと、歳出のほうで保険料負担金がふえていますよね。これは、広域連合への繰り入れということなんですが、これはなぜなんでしょうか。この辺、これだけ変動した理由を含めて教えてください。

さい。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）まず、そうしますとお金の流れにつきまして少しご説明させていただきたいと思うんですけれども、被保険者の方からお預かりした保険料は、熊取町で一旦収入させていただきまして、あと軽減、先ほど国保のほうでありましたけれども、基盤安定で軽減させていただいた分というのは、大阪府から入ってきた分と町からの繰り入れ分とを合わせて後期の特会のほうで受けまして、それを合わせて今おっしゃっていただいた歳出のほうの負担金ということで広域連合のほうに納めるということになっております。

そういった形で今回、普通徴収保険料ということで増額になっているということですが、こちらにつきましては年度当初、広域連合のほうから、大体、熊取町のほうはこれぐらいの額だということで各市町村の保険料額を示されるんですけれども、そういった形で予算を組ませていただいているんですけれども、年度途中、異動なり年齢到達で後期高齢のほうに新たに被保険者として入ってこられた方の分の保険料につきましては加味されていない分もございまして、そちらのほうで増額になってきた分につきまして今回補正させていただいて、一旦収入のほうを上げさせていただいた分をまた歳出で組ませていただいて、広域連合のほうに支出させていただくということになっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）この普通徴収保険料というのは、これは熊取町が計算して確定するんですか。それとも、大阪府のほうから、そういう数値になるということは連絡が来るのでしょうか。

委員長（江川慶子君）野津保険年金課長。

保険年金課長（野津博美君）まず、すみません、普通徴収保険料といいますのは、年金から天引きしていない部分になるんですけれども、こちらのほうは熊取町のほうで確定させていただくんですけれども、今現在も確定したというものではありませんでして、先ほど申し上げましたとおり、年度当初見込んでいたよりも保険料のほうが、被保険者のほうもふえておりますので見込みが随分大きくなっておりますので、今回補正させていただいて今回出させていただいているものです。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第17号 平成28年度熊取町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）次に、議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

それでは、質疑を行います。質疑はありませんか。重光委員。

委員（重光俊則君）これも、議案説明の中であったのかもわかりませんが、一般会計出資金が1,600万円減になった理由を教えてください。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）一般会計出資金の対象となっておりました工事と測量設計業務の入札減によ

るものです。

以上です。

委員長（江川慶子君）重光委員。

委員（重光俊則君）入札減ということは、入札費用が低かったということですか。工事自体がなくなったということですか。入札費用が減ったということですか。

委員長（江川慶子君）大西上水道課長。

上水道課長（大西順二君）もともと、当初予算では設計金額で申請しておりましたので、最終的に入札を行って契約金額が確定した、その分の差額になっております。

以上です。

委員長（江川慶子君）ほかに質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

本件について、討論を省略し、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それでは、議案第18号 平成28年度熊取町水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

---

委員長（江川慶子君）以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

これで、事業厚生常任委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

---

（「11時38分」閉会）

---

以上の委員会の次第は議会事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

事業厚生常任委員会委員長

江川慶子